

平成 25 年第 4 回 (定例)

須 恵 町 議 会 会 議 録

平成 25 年 12 月 6 日

平成 25 年 12 月 10 日

平成 25 年 12 月 13 日

議 会 事 務 局

目 次

第 1 号 (12 月 6 日)

議 事 日 程	1
本日の会議に付した事件	1
出 席 議 員	2
欠 席 議 員	2
議会事務局職員出席者	2
説明のため出席した者	3
開会、開議宣言	4
会期の決定について	4
会議録署名議員の指名について	5
町長諸報告	5
議会報告	9
議案第 56号	11
議案第 57号	11
議案第 58号	12
議案第 59号	13
議案第 60号	13
議案第 61号	13
議案第 62号	15
議案第 63号	16
議案第 64号	17
議案第 65号	19
議案第 66号	20
議案第 67号	21
議案第 68号	22
請 願	23
発議第 2号	23
議案第 56号	25

第 2 号 (12 月 10 日)

議 事 日 程	28
本日の会議に付した事件	28
出 席 議 員	28

欠席議員	28
議会事務局職員出席者	28
説明のため出席した者	28
開議宣言	29
9番議員 今村 桂子	29
5番議員 田原 重美	35
14番議員 原野 敏彦	38
13番議員 藤 石 豊	43
散会	49

第 3 号 (12 月 13 日)

議事日程	50
本日の会議に付した事件	50
出席議員	51
欠席議員	51
議会事務局職員出席者	51
説明のため出席した者	51
開議宣言	52
議案第 57号	52
議案第 58号	53
議案第 59号	53
議案第 60号	53
議案第 61号	53
議案第 62号	55
議案第 63号	56
議案第 64号	58
議案第 65号	59
議案第 66号	60
議案第 67号	61
議案第 68号	62
請願	63
発議第 2号	64
委員会の閉会中の継続調査について	65
閉会	66

議事日程(第1号)

平成25年12月6日 午前10時00分開会

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名について
- 日程第 3 町長諸報告
- 日程第 4 議会報告
- 日程第 5 議案第56号 工事請負契約の締結について
- 日程第 6 議案第57号 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正する条例
- 日程第 7 議案第58号 須恵町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第59号 須恵町公共下水道条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第60号 須恵町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第61号 須恵町上水道給水条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第62号 工事請負契約の変更について
- 日程第12 議案第63号 平成25年度須恵町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第13 議案第64号 平成25年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第14 議案第65号 平成25年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第15 議案第66号 平成25年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第16 議案第67号 平成25年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第17 議案第68号 平成25年度須恵町水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第18 請願書 「少人数学級推進」を国の関係機関に求める意見書提出に関する請願
- 日程第19 発議第 2号 道州制導入に反対する意見書の提出について
- 日程第20 議案第56号 工事請負契約の締結について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名について
- 日程第 3 町長諸報告
- 日程第 4 議会報告
- 日程第 5 議案第56号 工事請負契約の締結について
- 日程第 6 議案第57号 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正する条例
- 日程第 7 議案第58号 須恵町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第59号 須恵町公共下水道条例の一部を改正する条例

- 日程第 9 議案第 6 0 号 須恵町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 0 議案第 6 1 号 須恵町上水道給水条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 1 議案第 6 2 号 工事請負契約の変更について
- 日程第 1 2 議案第 6 3 号 平成 2 5 年度須恵町一般会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 1 3 議案第 6 4 号 平成 2 5 年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 4 議案第 6 5 号 平成 2 5 年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 5 議案第 6 6 号 平成 2 5 年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 6 議案第 6 7 号 平成 2 5 年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 7 議案第 6 8 号 平成 2 5 年度須恵町水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 8 請 願 書 「少人数学級推進」を国の関係機関に求める意見書提出に関する請願
- 日程第 1 9 発議第 2 号 道州制導入に反対する意見書の提出について
- 日程第 2 0 議案第 5 6 号 工事請負契約の締結について

出席議員（14名）

1 番 田ノ上 真	2 番 百 田 輝 子
3 番 松 山 力 弥	5 番 田 原 重 美
6 番 荒 木 敏 光	7 番 吉 本 實
8 番 合 屋 伸 好	9 番 今 村 桂 子
1 0 番 三 上 政 義	1 1 番 柴 田 真 人
1 2 番 長 澤 誠 司	1 3 番 藤 石 豊
1 4 番 原 野 敏 彦	1 5 番 三 角 良 人

欠席議員（なし）

事務局出席職員職氏名

局 長 合 屋 栄 一 係 長 百 田 儀 幸

説明のため出席した者の職氏名

町 長・・・・・・・・・・中 嶋 裕 史	副町長・・・・・・・・・・稲 永 張 美
教育長・・・・・・・・・・平 松 秀 一	理 事（地域振興課）・・印 藤 勝 人
理 事（図書館長）・・今 泉 智 明	理 事（公民館長）・・安 川 敏 幸
総務課長・・・・・・・・・・今 泉 俊 裕	まちづくり課長・・・・・・・・吉 松 良 徳
住民課長・・・・・・・・・・合 屋 勝 秀	税務課長・・・・・・・・・・櫻 木 幹 夫
健康福祉課長・・・・・・・・畑 江 達 也	都市整備課長・・・・・・・・安河内 久 人

上下水道課長・・・・・・・・石井浩二
社会教育課長・・・・・・・・川津政文
総務課参事・・・・・・・・満行誠

子ども教育課長・・・・・・・・稲永修司
出納課長・・・・・・・・大塚信夫
監査委員・・・・・・・・百田清二

午前10時00分開会

議長（三角 良人） おはようございます。ことし最後の定例会になります。会議日程は、短期間の予定でございますが、議員各位、慎重審議していただき、新しい年を迎えたいと思います。

開会前に広報特別委員会より会期中の議場内写真撮影の申し出がっており、許可したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

ただいまから平成25年第4回須恵町議会定例会を開会します。

これより、本日の会議を開きます。

議会運営委員長に、運営委員会の経過報告を求めます。6番、荒木敏光議員。

議会運営委員長（荒木 敏光） おはようございます。先ほど、議長のほうから最後の議会ということで、今回、短期間でございますが、しっかり審議していきたいと思っております。協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

それでは、議会運営委員会の協議結果を報告します。

11月29日、午前10時より議会運営委員会を開催し、平成25年第4回定例会の運営について協議、検討いたしました。

今回提出された議案は13件でございます。町長諸報告及び閉会中の組合議会報告2件、請願1件、意見書1件でございます。

会期は、本日12月6日より12月13日までの8日間といたしております。

委員会付託については、議案第62号は予算審査特別委員会、請願は文教厚生委員会、意見書は両委員会にそれぞれ付託いたします。残りの議案については、各委員会に付託することといたしております。なお、議案第59号から議案第61号までは関連議案でございますので一括の提案といたします。

また、議案第56号は契約工期の関係により、本日採決を行います。

一般質問は、12月10日午前9時より行います。一般質問終了後、全員協議会を開催しますのでよろしくお願い申し上げます。

12月9日の現場視察は午前9時半より行いますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。

日程第1．会期の決定について

議長（三角 良人） 日程第1、会期の決定についてを議題とします。

第4回定例会の会期を本日から12月13日までの8日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、第4回定例会の会期を本日から12月

13日までの8日間と決定しました。

日程第2．会議録署名議員の指名について

議長（三角 良人） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、11番議員、12番議員を指名します。

日程第3．町長諸報告

議長（三角 良人） 日程第3、町長の諸報告を求めます。中嶋町長。

町長（中嶋 裕史） 師走に入りまして、何かと御多用の中、第4回の定例会を開催いたしましたところ、全議員さん出席のもとで開催できますことを心から感謝を申し上げますとともに、きょうは当初議会から久々に多くの傍聴者の方々を迎えての開会ということで、いささか緊張をいたしております。

そのような中にありまして、議会開会の冒頭に当たりまして、私事で誠に恐縮でございますが、お許しをいただいて、来期に向けての決意を述べさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

前町長の残念ながらの突然の辞任に伴いまして、上善水のごとし、流れのままに郷土を愛する一念と議員各位や区長会、職員の献身的な御支援を賜り、さらに町民の方々の温かい御理解のもとで町政を担い、ここまで大過なく町政運営に邁進できましたことに対しまして、心から感謝と御礼を申し上げます。

12年前に町政を預かるに当たって、私は、人と人、人と自然が共生し、自立ある福祉と教育のための社会づくり、社会のための教育ではなくて、教育のための社会づくりをテーマに、ボランティアによる共生のまちづくり、あるいは小学校区単位としたコミュニティの実現に向けて、町民の方々と行政が協働してまいりたいと所信を述べさせていただきましたが、平成の大合併も終止符を打ち、合併はしなくてよかったという大半の意見の中で、現在は50数年前から経済会から提唱されておりました、道州制制度について、地方の自立の名のもとに、今や国や県では再燃してきているようでございまして、新たな行政構造の再構築が問われているところでございますが、現時点では全国町村会、全国町村議長会にあっては、これは断固反対の構えを取っておりますが、行く行くは民意を問うことが必要になると思っております。

そこで、9月、さきの9月議会で一般質問を受けて、議員の御期待に応えたいと答弁をしてみましたわけですが、その後、後援会を開催していただき、御意見を賜ったり、特に多くの議員各位を初め、国会議員や県議会議員の先生方や区長会の一人一人から背中を押され、今までに感じたことのない多くの町民の方々から、年齢的にも経験的にも今がまさに旬であり、財政

面は回復の傾向にあり、インフラ整備も岐路に立ったこれからの期待したいという御支援、激励を受けまして、当初は3期12年を節目にと思っておりましたが、行政改革や財政の健全化、そして安心安全なまちづくり等、急務で必須の課題も多く、先行き不透明感を解決しなければとの思いから、粉骨砕身、知恵を出し、汗を流し、集大成として、4期目の町政運営に臨む決意でありますので、御理解を賜りたいと願うものであります。

これまで、地元選出の国会議員、渡辺代議士、地元選出の吉松県議会議員との3本の矢で町民一人一人が誇りと愛着を持って、生きがいを実感できる魅力あるまちづくりに努めてまいったわけでございますが、今後も宮内代議士を核として糟屋郡選出の県議会議員や糟屋郡7町の町長さんたちとスクラムを組み、魅力と活力に満ちた町民の方々が主役、町民の方々が主役のまちづくりにこれからも勇猛邁進することをお約束し、決意表明とさせていただきます。ありがとうございました。

県道筑紫野・古賀線道路改良事業について

それでは、諸報告に入らせていただきますが、県道筑紫野・古賀線道路改良事業についてでございますが、県道筑紫野・古賀線道路改良事業については、以前にも御報告をさせていただいておりましたが、昨年9月定例議会におきまして、県道筑紫野・古賀線改良事業の整備について、宇美町境の新原工業団地入り口から須恵中央交差点までの須恵町内未改良区間を含め、1.7キロが須恵工区として事業認可決定をいたしております。これにより、詳細な設計を行うための現地測量が実施されまして、以後、今日までの経過と今後の計画について御報告をいたします。

本線につきましては、現地測量を昨年9月より11月下旬までの調査期間として実施されております。都市計画道路決定に基づき、全幅25メートル、車道4車線化の計画設計に移行し、福岡県県土整備事務所と町において実施に向けての協議を重ね、区間1.7キロの基本道路方線を定め、期間内にある新原北、南交差点及びスポーツ公園前の交差点の福岡県警察本部の協議を残すのみとなっております。

今後は、関係する行政区、新原区・大島原区、須恵区に対する計画説明会を開催し、その結果により地権者との境界確認作業を、本年度3月までに実施確定し、平成26年度から用地並びに物件補償の算定作業を行いまして、2年から3カ年程度かけて用地買収が進められる予定でございます。

なお、用地買収が済んだところからの工事着工というのは可能であるわけでございます。また、この間、まとまった用地が確保できれば、本工事が着工されるということでございます。

本町の事業促進期成会におきましては、県警本部との交差点協議の推移を見ながら開催したいと考えております。

早期完成に向け、引き続き全力で取り組んでいきたいと考えておりますので、御支援方よろし

くお願いいたします。

以上、報告を終わります。

議長（三角 良人） これより、町長の諸報告に対する質問に入りますが、議案に関係のある事項につきましては、提案のときに合わせて質問をお願いします。

町長の諸報告に対する質問に入ります。質問はありませんか。松山議員。

議員（3番 松山 力弥） 今、町長の個人的な報告だけでございますけども、私の前回の一般質問に今、答えをもらったようなわけでございますが、町長にお尋ねしますが、今、人口がものすごくうちの町は増えております。また、幼稚園等もできていますけども、待機児童がまたまた増える可能性はあるとともに、須恵町にまたマンション等ができる予定になっておりますので、恐らく幼稚園等が足りなくなると思いますが、今後、待機児童、または就学前保育等を考えますと、今後どういう考えを持っておられるか。

それと、せっかく今まで行政改革をして、町政はうまく行っとるわけでございますけども、今からまた財政等がいっぱいいることがたくさん出てくると思います。補修工事、いろんなものがありますけども、町長のなかで今から、次に目指す町政の中で、もし心の中にもう計画、入っておれば、いくらかでもようございますから、答えていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

議長（三角 良人） 中嶋町長。

町長（中嶋 裕史） 御質問いただきまして、ありがとうございました。

人口が伸びておるといことで、本当に、前町長がつくられた志免・須恵線から私になりまして、それとインターを結ぶ1.1キロの連結道路、これも県の事業でやっていただいて、あの赤坂地区が急激に開発をされて、事業所としても有能な事業所がたくさん集まってきておるといでございます。

また、先ほど言われましたように、住宅が建ち混んでまいりまして、人口も非常に伸びております。平成22年に国の方針を受け町政を目指すものをつくったわけでございますが、そのときに、コンサルのほうは、今後は人口が減少するといことでございました。私は、いや、人口は減少しないと、横並びあるいは若干の伸びがあるよといことで、計画をしておりましたが、当初の人口見込みが大幅に食い違っております。おっしゃるとおりでございます。

今、当初、22年の国調で人口が2万6,000人になったと。私、過去10年間で1,000人増えてなかったわけでございますが、国勢調査後約1年半ぐらいで1,000人増えておるといでございますが、今、2万7,400人ぐらいの人口になっておるとい思います。これからも増える傾向があります。

それで、いわゆる東幼稚園とかやの保育所が合築した幼稚園構想を打ち立てまして、一体化の

施設をつくったわけですが、当初の人口見込みが若干甘かったということで、現在でも4歳児、5歳児が若干定数オーバーになっております。それを、私は指示しておりまして、くじ引きではなくて全入させなさいということで、2、3名の定数オーバーでしておりますが、これはTTによってカバーをしていきたいというふうに思っております。

来年度も教育委員会のほうで入園者の見通しを尋ねまして、そしてこれを計画立てて、できれば、今は、れいんぼー幼稚園をつくったばかりでございますが、増築の可能性もあるんではなからうかというふうに思っております。

それから、これからの見通しとしては、確かに幼児の数、あるいは学校も増えてきております。第2小学校、今増築しておりますが、これについてもなかなかその4教室だけで足りるのかという問題がある。これは校区の編成替えをしなければならない時期が来るのではなからうかというふうに思っております。

それから、待機児童の問題でございますが、この待機児童については、南幼稚園の下に留守家庭児童対策のビスケットの部屋があります。これを活用したいということで、当初は民間の保育所、スポーツ公園の横にあります保育所をお願いをしたわけですが、園長が体調があまり好ましくないということで、受けることが不可能になったということでございまして、もう1園あります、レインボー道路の隅にあります無認可の保育所があるわけですが、その無認可のほうをお願いをしましたら、快く、うちのほうもいわゆる定数オーバーをきたしておると。どっかですたいということでありましたので、そこにすると。ただ、認定、その保育園と、無認可ということになりますと、お金の額が違いますので、それは無認可ということで町のいわゆる就園奨励費的なものをこれから検討しなければなりません、足して、それと相殺する形でその建物の借地料と言いますか、賃借料に充てていただくというようなことにしまして、これを近々に改修するという方向でいっております。

御存じのように、南幼稚園の下の留守家庭児童のほうは、第1小学校の校庭内にいわゆるコミュニティセンターと合わせた留守家庭児童対策の部屋を今、建築中でございますので、それは何とかクリアできるということでございます。以上でしたかね、質問。そういう状況でございます。議長（三角 良人） 松山議員。

議員（3番 松山 力弥） 今後でございますけども、ほかの幼稚園等の改修工事等のときには、町長のお考えは、幼稚園と保育園を一体と考えておられるのでしょうか。

議長（三角 良人） 中嶋町長。

町長（中嶋 裕史） 私は、須恵町に住む保育所の園児も幼稚園児も、同じ須恵町民だという考え方でございますので、1つの建物の中で保育あるいは教育をするのが妥当だという考えでございまして、幼稚園構想というのは着々と進めていきたい。今、東保育園とかやの保育所を一元化

した施設。

今後は、西幼稚園がその次に古い建物でございますので、将来的には第一保育所と西幼稚園を合築した幼稚園、今、アザレアとっておりますが、これの新築工事を山の神広場当たりにつくればということで、それは用地がありますので何とかしたいと。それに合わせて、そうすると西側地区に広場がないというような状況でございますので、今、残地として残っております旧焼却場、これをどのようにしたらいいかということで設計を上げさせていただいておりますので、そこを広場として逆に提供していきたいという考えを持っております。その後、南幼稚園ということになるかというふうに思っておりますが、ここは幼稚園だけでございますので、現在地に保育所は民間委託しておりますから、来年度から給食もやりますので、何とかそれをうまく、半分を解体して、そこに新築を建てるとか、それは将来的に、5年サイクルぐらいでやっていきたいなという考え方を持っております。

議長（三角 良人） ほかにございませんか。これにて、質問を終結します。

日程第4．議会報告

議長（三角 良人） 日程第4、これより議会報告に入ります。

まず、閉会中に粕屋南部消防組合議会が開催されておりますので、組合議員の報告を求めます。
5番、田原重美議員。

議員（5番 田原 重美） おはようございます。粕屋南部消防組合議会定例会が開催されましたので、報告いたします。

去る10月25日平成25年度第5回定例会が開催されました。議事日程については、お手元に配付している資料のとおりでございます。

議案第14号は粕屋南部消防組合、粕屋中南部休日診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。改正前は「診断書または証明書を以下診断書等」と言っておりましたが、改正後は「診断書、感染症等の証明を含む以下診断書」と改正しております。全員賛成で可決しております。

議案第15号は、平成24年度粕屋南部消防組合一般会計歳入歳出決算認定について、実質収支に関する調書です。歳入総額は17億2,665万8,163円、歳出総額は17億1,357万4,504円、歳入歳出差引額は1,308万3,659円、実質収支額は1,308万3,659円、全員賛成で可決しております。

議案第16号は、平成24年度粕屋南部消防組合、粕屋中南部休日診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について。実質収支に関する調書で歳入総額は5,131万4,844円、歳出総額は3,286万4,973円、歳入歳出差引額は1,844万9,871円、実質収支額も

1,844万9,871円です。全員賛成で可決しております。

なお、議案書、歳入歳出決算書は、議員控室に置いておりますので、御参照ください。

これで、消防議会報告を終わります。

議長（三角 良人） 次に、北筑昇華苑組合議会の報告を求めます。7番、吉本實議員。

議員（7番 吉本 實） おはようございます。早速ですが、北筑昇華苑議会報告をいたします。平成25年11月11日に古賀市役所会議室において、第1回臨時会が開催されました。

まず、第5号議案福岡県市町村職員退職手当組合の変更について。組織する地方公共団体の数を増減し、規約を変更する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったため、専決処分とされ、全員賛成で承認されました。

第6号議案は、平成25年度補正予算案で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,120万円を追加し、歳入歳出予算の総額がそれぞれ2億5,836万円となりました。施設整備資金へ積み立てるもので、全員賛成で可決されました。

第7号議案は、平成24年度決算の認定で、歳入歳出総額2億8,453万592円、歳出総額2億5,722万7,791円、歳入歳出差引額が2,730万2,801円となっており、全員賛成で可決されました。

以上、詳細につきましては、議員控室に資料を置いてありますので、御参照いただきますよう、よろしく願いいたします。

北筑昇華苑組合議会報告を終わります。

議長（三角 良人） その他、閉会中の活動につきましては、議席に資料を配付しておりますので、報告を省略します。

議会報告が終わりましたので、これより質問に入ります。質問はありませんか。——質問なしと認めます。

これより、議案の付議に入りますが、一括議題についてお諮りします。

議案第59号から議案第61号は、提案理由が同じでありますので、一括議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、一括議題とすることに決定しました。

また、議案第56号は、工事契約工期の関係で、本日委員会審査を行い、日程を追加し、本日採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、本日採決することに決定しました。

日程第5．議案第56号

議長（三角 良人） 日程第5、議案第56号工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。吉松まちづくり課長。

まちづくり課長（吉松 良徳） おはようございます。議案書1ページをお願いいたします。

議案第56号工事請負契約の締結についてでございます。下記工事の請負工事の締結について、須恵町議会の議決にすべく、契約条例の第1条の規定により、本議会の議決を求めるものでございます。

工事名、須恵南幼稚園給食室新設等工事、契約方法、指名競争入札、請負金額、6,436万5,000円、請負者、福岡市博多区空港前5丁目5番5号、株式会社飯田工務店代表取締役小山田義人、契約保証の方法、契約保証金、前払い保証事業を行う保証事業会社の保証として643万7,000円でございます。条件といたしまして、工期は契約の効力が生じた日から平成26年3月25日までとなります。請負金の支払いは、原則として竣工払いとするが、40%の前払い金制度を適用いたします。

今回の工事につきましては、須恵町近隣市町で工事实績があり、本店、支店、または営業所の所在地が福岡市及びその近郊にある6社を指名いたしまして、11月8日仕様書配布、11月20日に入札会を実施いたしました。その結果、株式会社飯田工務店が落札したものでございます。ちなみに、落札率は97.30%、設計額に対する請負率は96.23%でございました。11月26日仮契約を締結し、本日議決をいただければ、本日をもって契約の効力が生じ、本契約となります。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（三角 良人） これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第56号を総務建設産業委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第56号工事請負契約の締結についてを総務建設産業委員会に付託します。

日程第6．議案第57号

議長（三角 良人） 日程第6、議案第57号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。今泉総務課長。

総務課長（今泉 俊裕） おはようございます。議案書の2ページをお開きください。

議案第57号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。

提案の内容は、平成17年の人事院勧告にしたがって、国家公務員に準じて須恵町の一般職の職員の給与につきましても、平成18年度から平成21年度の4年間にわたり、昇給の抑制を行いました。平成24年2月に国家公務員の給与改定の法律が公布され、その昇給抑制の回復が図られましたので、国家公務員に準じて抑制をしておりました本町の一般職の職員の給与につきましても、このたび昇給抑制の回復を行うものでございます。

次の3ページをお願いします。

一般職の職員の給与に関する条例の附則に、次の2項を加えるものでございます。

第6項で平成26年1月1日において40歳未満の職員について、1号級です、6項は、平成26年4月1日において40歳に満たない職員ということでございますが、この基準日は平成26年1月1日でございます。平成26年1月1日において、40歳未満の職員について1号給、38歳未満の職員について2号級、上位の号級に回復する。

次の第7項では、平成26年4月において該当する職員について1号級、上位の号級に回復するものでございます。

附則で、この条例は公布の日から施行するものでございます。よろしくお願ひいたします。

議長（三角 良人） これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

— 質疑なしと認めます。

よって、議案第57号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第57号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を総務建設産業委員会に付託します。

日程第7 . 議案第58号

議長（三角 良人） 日程第7、議案第58号須恵町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。櫻木税務課長。

税務課長（櫻木 幹夫） おはようございます。それでは、4ページをお開きください。議案第58号でございます。須恵町税条例の一部を改正する条例でございます。

提案理由でございます。地方税法の一部を改正する法律が、平成25年3月30日に公布されておりますが、平成25年6月12日に公布されたのち、修正されておりますので、当該条例の一部を改正する必要が生じておりますので、提案するものでございます。

改正文につきましては、次のページ、5ページでございます。それから、新旧対照表につつま

しては、6ページ以降に添付させていただいております。

今回の改正の内容といたしましては、前回、9月定例議会で議決をいただいた分につきまして、その後、さらに頂ずれ及び文言ではございますが、修正が生じておりますので、改正となっております。

以上、審議方、よろしく申し上げます。

議長（三角 良人） これより、質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第58号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第58号須恵町税条例の一部を改正する条例を総務建設産業委員会に付託します。

日程第8．議案第59号

日程第9．議案第60号

日程第10．議案第61号

議長（三角 良人） 日程第8、議案第59号須恵町公共下水道条例の一部を改正する条例、日程第9、議案第60号須恵町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、日程第10、議案第61号須恵町上水道給水条例の一部を改正する条例、以上、3議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。石井上下水道課長。

上下水道課長（石井 浩二） おはようございます。それでは、議案第59号及び60号、61号の3条例につきまして、提案理由が同一でございますので、一括して説明させていただきます。

議案書の10ページをお願いします。

議案第59号須恵町公共下水道条例の一部を改正する条例。

提案理由でございますが、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律、附則第18条及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律、附則第19条の規定に基づき、当該条例の一部を改正する必要が生じたので、提案するものでございます。これらの法律は、社会保障の安定財源の確保及び財政の健全化を同時に目指す観点から、消費税の用途を明確化し、2段階で消費税率を上げることが目的として定められたものでございます。

今回は、施行日である平成26年4月1日以降に消費税率が現行の5%から8%に改正される

ことによるものでございます。これと合わせて3条例につきまして、文言等の改正をさせていただいております。

それでは、新旧対照表にて説明したいと思います。13ページをお願いいたします。

中段より下のほうで、第19条中改正前は「100分の105を乗じて得た額」となっておりますものを、改正後は、「消費税及び地方消費税を加算した額」に改めるものでございます。これは、平成27年に予定されております、消費税率10%に引き上げられたときにもこれが対応できるように改めるものでございます。

11ページに戻っていただきまして、附則の第1項で、この条例は公布の日から施行する。ただし、第19条の改正規定は平成26年4月1日から施行する。

第2項で、改正後の第19条の規定は、平成26年6月分の使用料から適用し、同年5月分以前の使用料については、なお従前の例によるものでございます。ただし、平成26年4月1日以降に下水道使用を開始した案件については、改正後の規定を適用するものでございます。

続きまして、15ページをお願いいたします。

議案第60号須恵町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例でございます。新旧対照表で御説明したいと思います。18ページお願いします。

こちら先ほどと同じように、第15条第1項中、改正前は「100分の105を乗じていた額」となっておりますものを、改正後は「消費税及び地方消費税を加算した額」に改めるものでございます。

続きまして、19ページをお願いいたします。

議案第61号須恵町上水道給水条例の一部を改正する条例でございます。新旧対照表で御説明したいと思います。

23ページをお願いいたします。

第27条第4項中、改正前は「100分の105を乗じていた金額の10円未満を切り捨てた金額とする」となっておりますものを、改正後は「消費税及び地方消費税を加算した金額とする。ただし、消費税及び地方消費税を加算した金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる」に改めるものでございます。

次に、下段の第34条第1号。改正前は、「新規に給水装置を申し込む場合の加入金は、次の金額とする。次のページでなお、一次用については3カ月を期限とする」となっておりますものを、「新規に給水装置を申し込む場合の加入金は、次の金額に消費税及び、次のページで地方消費税を加算した金額とする。ただし、消費税及び地方消費税を加算した金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。なお、一次用については3カ月を期限とする」に改め、次の表中、改正前は5%の消費税を加算した内税方式で表記しておりますものを、改正後は消費税を

加算する前の外税方式に表記を改めるものでございます。これも消費税率が10%になった場合にも対応できるように改めるものでございます。

以上、御審議方、よろしくお願いいたします。

議長（三角 良人） これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第59号須恵町公共下水道条例の一部を改正する条例、議案第60号須恵町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、議案第61号須恵町上水道給水条例の一部を改正する条例、以上3議案を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第59号から議案第61号は、総務建設産業委員会に付託します。

日程第11．議案第62号

議長（三角 良人） 日程第11、議案第62号工事請負契約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。稲永子ども教育課長。

子ども教育課長（稲永 修司） おはようございます。議案書の26ページでございます。

議案第62号工事請負契約の変更について。下記工事の請負契約締結について、須恵町議会の議決に付すべき契約条例第1条の規定により、本議会の議決を求めるものでございます。

変更前は工事名、第2小学校校舎増築工事、契約方法、指名競争入札、請負金、8,557万5,000円、請負者、糟屋郡粕屋町大字江辻68番地の2 因建設株式会社代表取締役 因善一、契約保証の方法、契約保証金、前払い保証事業を行う保証事業会社の保証855万8,000円でございます。条件は工期で、契約の効力が生じた日から平成26年1月31日まででございます。変更後は工事名、契約方法の変更はございません。請負金8,694万4,200円。請負者、契約保障の方法、条件は変更ございません。

今回の変更の主なものは、新築校舎の出入り口の建具の変更と教室設備及び防火設備の追加によるものでございます。

以上、御審議方、よろしくお願いいたします。

議長（三角 良人） これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第62号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第62号工事請負契約の変更につい

てを総務建設産業委員会に付託します。

日程第12、議案第63号

議長（三角 良人） 日程第12、議案第63号平成25年度須恵町一般会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。今泉総務課長。

総務課長（今泉 俊裕） 議案書は27ページでございます。

議案第63号平成25年度須恵町一般会計補正予算（第5号）ですが、地方自治法の規定により、平成25年度須恵町一般会計補正予算（第5号）を別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、別冊の歳入歳出補正予算書で説明をいたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

平成25年度須恵町一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,609万8,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ81億2,857万8,000円とする。
第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によります。

第2条では、地方債の補正でございますが、地方債の変更は第2表地方債補正による。

第3条、債務負担行為の補正でございますが、債務負担行為の追加は、第3表債務負担行為補正によります。

2ページをお願いいたします。

第1表歳入でございますが、9款地方交付税につきましては、今回の補正の歳出額に対しまして特定財源を充当して、なお不足する額について普通交付税6,620万6,000円により財源手当てをいたしております。

13款国庫支出金につきましては、児童手当、障害者医療の国庫負担等でございます。

それから、国庫補助金につきましては、社会資本整備総合交付金の追加内示による増額でございます。

14款県支出金は、児童手当、国民健康保険の県負担金などでございます。

20款町債につきましては、第2表で説明をいたします。

3ページ。歳出ですが、全体をとおして職員の人件費の調整を行っております。

その他の主なものを申し上げてまいりますと、3款民生費については、1項社会福祉費では、国民健康保険特別会計の繰出金の増額など。

それから第2項児童福祉費については児童手当の追加計上等でございます。

第6款農林水産業費については1項農業費で農業集落排水事業特別会計への繰出金の減額等でございます。

8款土木費5項下水道費については、公共下水道事業特別会計への繰出金の減額等で316万5,000円の減額等でございます。

10款教育費、4ページをお願いいたします。2項小学校費において、来年度入学児童への配付の教材費あるいは学級数、児童数増に対応するための消耗品備品購入等が主なものでございます。

5ページをお願いいたします。

第2表地方債補正で変更でございます。記載の目的、道路改良事業債限度額4,070万円を変更後は限度額5,370万円に増額をいたします。その他の変更はございません。

6ページをお願いいたします。

第3表債務負担行為の補正でございますが、追加として業務システム再構築事業のシステム改修の委託。内容は子ども・子育て支援新制度導入に伴う業務委託でございます。期間は平成25年度から26年度までの2カ年間、限度額503万3,000円の債務負担行為を設定するものです。

以上であります。

議長（三角 良人） これより、質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第63号については、議長を除く13人によって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、審査することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第63号平成25年度須恵町一般会計補正予算（第5号）についてを、予算審査特別委員会に付託します。なお、正副委員長については調整ができておりますので、御報告します。委員長に合屋伸好議員、副委員長に今村桂子議員であります。

日程第13・議案第64号

議長（三角 良人） 日程第13、議案第64号平成25年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。合屋住民課長。

住民課長（合屋 勝秀） おはようございます。議案書の28ページでございます。

議案第64号平成25年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)でございます。

地方自治法第218条第1項の規定により、平成25年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を別冊のとおり提出するので、本議会の議決を求めるものでございます。別冊の補正予算書37ページをお願いいたします。

議案第64号平成25年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について御説明をいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,289万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ33億6,765万3,000円とするものです。款項の区分及び金額は、第1表歳入歳出予算補正により御説明をいたします。38ページをお願いいたします。

歳入の3款1項国庫負担金1,504万円、2項の国庫補助金423万円及び6款2項県補助金の423万円の補正は、歳出の一般被保険者の療養給付費及び療養費と高額療養費を補正いたしておりますので、その財源として各補助率で計上をいたしております。

4款1項療養給付費交付金、減額の4,009万1,000円の補正は、社会保険診療報酬支払い基金からの通知に基づくもので、補正を行っております。

7款1項共同事業交付金700万円の補正は、3月までの交付の見込みにより計上いたしております。

8款1項他会計繰入金9,156万2,000円の補正は、保険基盤安定繰入金の確定と、歳出の9款の諸支出金の療養給付費返還金を含む財源不足分と、職員の給与費等の増によるものでございます。

10款1項延滞金加算金及び過料の67万円の補正は、延滞金、次の3項雑入の25万1,000円は一般被保険者の返納金で11月までに納入された金額で補正を行っております。

次の39ページ、歳出でございます。

1款1項総務管理費の59万7,000円の補正は、人件費の補正でございます。

2款1項療養諸費1,500万円、2項高額療養費1,200万円の補正は、3月までの医療費の見込みにおいて、また4項の葬祭費においても予算に不足が生じますので、追加補正をいたしております。

9款1項償還金及び還付加算金の5,505万5,000円は、24年度の実績に基づく療養給付費負担金の精算金の財源として、補正をいたしております。

以上、御審議方、よろしくをお願いいたします。

議長(三角 良人) これより、質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、議案第64号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。

よって、議案第64号平成25年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を文教厚生委員会に付託します。

日程第14・議案第65号

議長（三角 良人） 日程第14、議案第65号平成25年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。合屋住民課長。

住民課長（合屋 勝秀） 議案書29ページをお願いいたします。

議案第65号平成25年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）でございます。

地方自治法第218条第1項の規定により、平成25年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出するので、本議会の議決を求めます。別冊の補正予算書50ページをお願いいたします。

議案第65号平成25年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、御説明をいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ315万1,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ2億6,284万1,000円とするものです。

款項の区分及び金額は第1表歳入歳出予算補正により御説明をいたします。51ページをお願いいたします。

歳入ですが、3款1項他会計繰入金の減額の899万8,000円の補正は、人件費の減額と前年度繰越金が確定し、計上しておりますので、事務費繰入金を減額し、25年度の保険料の軽減分が確定しておりますので、保険基盤安定繰入金の増額をしております。

4款1項繰越金1,214万9,000円は、前年度の繰越金が確定しておりますので、今回、計上をしております。

次の、52ページをお願いいたします。

歳出でございます。1款1項総務管理費の減額の579万9,000円の補正は、人件費の補正でございます。

2款1項後期高齢者医療広域連合納付金の895万円の補正は、24年度の保険料において出納整理期間中の25年4月と5月に納入された保険料を、25年度に広域連合に納付するための補正でございます。

以上、御審議方、よろしくをお願いいたします。

議長（三角 良人） これより、質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めま

す。よって、議案第65号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第65号平成25年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を文教厚生委員会に付託します。

日程第15．議案第66号

議長（三角 良人） 日程第15、議案第66号平成25年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。石井上下水道課長。

上下水道課長（石井 浩二） 議案書の30ページをお願いします。

議案第66号平成25年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

地方自治法第218条第1項の規定により、平成25年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出するので、本議会の議決を求めるものでございます。

別冊の補正予算書の57ページをお願いいたします。

平成25年度須恵町の公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ8,946万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億9,644万7,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分ごとの金額並びに補正後の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。地方債の補正、第2条、地方債の変更は、第2表地方債補正によるものでございます。

58ページをお願いします。

第1表歳入歳出予算補正、歳入でございます。3款1項国庫補助金、補正額マイナス4,675万円は、国庫補助金確定に伴う減額でございます。

5款1項他会計繰入金、補正額マイナス316万5,000円は、一般会計繰入金の減額でございます。

6款1項繰越金、補正額666万3,000円は前年度の繰越額が確定しましたので増額するものでございます。

7款諸収入2項還付消費税、補正額87万1,000円は、前年度の還付消費税が確定しましたので、増額するものでございます。

8款1項町債、補正額マイナス4,710万円は、国庫補助金の減額に伴うものでございます。

59ページをお願いします。

歳出でございます。1款1項総務管理費、補正額マイナス15万2,000円は人件費の減額と受益者負担金前納報奨金を増額し、これらを差し引きした補正でございます。

2 款 1 項下水道事業費、補正額マイナス 8,590 万 1,000 円は国庫補助金確定に伴う減額でございます。

3 款 1 項公債費、補正額マイナス 341 万円は、平成 24 年度町債借入額の確定に伴う減額でございます。

60 ページをお願いします。

第 2 表地方債補正、1、変更。記載の目的、下水道事業債、多々良川流域関連公共下水道分、変更前、限度額 3 億 3,240 万円を変更後 2 億 8,570 万円に、国庫補助金確定に伴う減額でございます。

続きまして、特別措置分、変更前、限度額 4,800 万円を変更後 4,760 万円に減額するものでございます。記載の方法、利率、償還の方法等の変更はございません。

以上、審議方、よろしくお願いいいたします。

議長（三角 良人） これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

——質疑なしと認めます。よって、議案第 66 号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第 66 号平成 25 年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）を総務建設産業委員会に付託します。

日程第 16 . 議案第 67 号

議長（三角 良人） 日程第 16、議案第 67 号平成 25 年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。石井上下水道課長。

上下水道課長（石井 浩二） 議案書の 31 ページをお願いします。

議案第 67 号平成 25 年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）でございます。

地方自治法第 218 条第 1 項の規定により、平成 25 年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり提出するので、本議会の議決を求めるものでございます。

別冊の補正予算書の 69 ページをお願いします。

平成 25 年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出予算の補正の款項の区分ごとの金額並びに補正後の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正によるものでございます。

70 ページをお願いします。

第 1 表歳入歳出予算補正、歳入でございます。

1 款 1 項分担金、補正額 1 1 1 万 9, 0 0 0 円は、受益者分担金を増額しております。

3 款 1 項他会計繰入金、補正額マイナス 4 7 2 万 2, 0 0 0 円は、一般会計繰入金の減額でございます。

4 款 1 項繰越金、補正額 3 6 0 万 3, 0 0 0 円は、前年度の繰越額が確定しましたので、増額するものでございます。

以上、御審議方、よろしくお願いいいたします。

議長（三角 良人） これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

——質疑なしと認めます。よって、議案第 6 7 号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第 6 7 号平成 2 5 年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）を総務建設産業委員会に付託します。

日程第 1 7 . 議案第 6 8 号

議長（三角 良人） 日程第 1 7、議案第 6 8 号平成 2 5 年度須恵町水道事業会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。石井上下水道課長。

上下水道課長（石井 浩二） 議案書の 3 2 ページをお願いします。

議案第 6 8 号平成 2 5 年度須恵町水道事業会計補正予算（第 1 号）でございます。

地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により、平成 2 5 年度須恵町水道事業会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり提出するので、本議会の議決を求めるものでございます。

別冊の補正予算書の 7 3 ページをお願いします。

第 1 条、平成 2 5 年度須恵町水道事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条、予算第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

支出、第 1 款第 1 項営業費用、補正予定額マイナス 4 7 2 万 8, 0 0 0 円は、人件費の減額と労務単価の改定に伴います水源補償金等を増額し、これらを差し引きした補正でございます。

以上、御審議方、よろしくお願いいいたします。

議長（三角 良人） これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

——質疑なしと認めます。よって、議案第 6 8 号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第 6 8 号平成 2 5 年度須恵町水道事

業会計補正予算（第1号）を、総務建設産業委員会に付託します。

日程第18．「少人数学級推進」を国の関係機関に求める意見書提出に関する請願

議長（三角 良人） 日程第18、「少人数学級推進」を国の関係機関に求める意見書提出に関する請願を議題とします。

紹介議員の説明を求めます。11番、柴田真人議員。

議員（11番 柴田 真人） 「少人数学級推進」を国の関係機関に求める意見書提出に関する請願でございます。請願者は松尾 昇氏、須恵町大字須恵558の15でございます。

請願理由としましては、平成23年度義務標準法の改正が行われ、小学1年生から35人学級が実現し、また24年度には加配措置にとどまったものの、2年生の35人学級が実現し、25年から29年まで5年間で、中学校3年生まで35人学級、こういうふうな段取りでございましたが、これが今後の検討課題となっており、ここでとまったというわけでございます。そういう意味からしまして、平成26年度政府予算編成において、請願趣旨の実現に向けて地方自治法第99条の規定に基づき貴議会より国の関係機関への意見提出を、要請いたしますということが出ています。検討、よろしくお願いいたします。

議長（三角 良人） これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

—質疑なしと認めます。

お諮りします。本請願の取り扱いを、文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、「少人数学級推進」を国の関係機関に求める意見書提出に関する請願を、文教厚生委員会に付託します。

日程第19．発議第2号

議長（三角 良人） 日程第19、発議第2号道州制導入に反対する意見書の提出についてを議題とします。

提出議員の説明を求めます。3番、松山力弥議員。

議員（3番 松山 力弥） 道州制導入に反対する意見書でございます。

道州制導入に関しては、平成20年以来、町村議会議長全国大会において、その総意により、住民自治の推進に逆行する道州制は行わないことを決定し、本年4月15日には、全国町村議会議長会が町村や国民に対して、丁寧な説明や真摯な議論もないまま、道州制の導入が決定したかのごとき、法案が提出されようとしていることは誠に遺憾であるとする緊急声明を行いました。

さらに、7月18日には、道州制は絶対に導入しないこととする要望を決定し、政府、国会に対し、要請したところであります。

しかしながら、与党においては、道州制導入を目指す法案の国会への提出の動きが依然として見られます。これらの法案は、道州制導入後の国の具体的な形を示さないまま、期限を区切った導入ありきの内容となっており、事務権限の受け皿という名目のもと、ほとんどの町村においては事実上の合併を余儀なくされる恐れが高い上、道州はもとより再編された基礎自治体は、現在の市町村や都道府県に比べ、住民と行政との距離が格段に遠くなり、住民自治が衰退してしまうことは明らかです。

それにもかかわらず、効率性や経済性を優先し、地域の伝統や文化、郷土意識を無視してつくり上げる大規模な団体は、住民を置き去りにするものであり、到底、地方自治体と呼べるものではありません。

よって、我々須恵町議会は、道州制の導入に断固反対し、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出しますので、御賛同をお願いいたします。

以上です。

議長（三角 良人） これより、質疑に入ります。質疑はありますか。長澤議員。

議員（12番 長澤 誠司） 今、意見書を、道州制の導入に反対するという意見書の案が出ましたけど、まず、私が15年から19年まで議長しているときとその後のもう、平成の合併とかそういう流れがあっているいろいろ変わったとは思いますが、まず、道州制、福岡県の場合、九州ですが、道州制のあり方についていろいろ勉強会がっております。私もつい最近行かせてもらいました。うちの町から6人の議員さんが行きました。それからよその町もぼつぼつ来られて、糟屋地区の議長さんも2人、前は1人でございましたが、そういうふうにそういう場所に行って、まずそれから判断を皆さん、いろんな意見を、普通聞けないような人の講師がおりますが、そういうのを聞いた上で、こういうのに反対とか導入というのがまず先じゃないかなと思う。まず、上からのありきの小さな話をするんじゃなくて、やはり須恵町議会として権威あるね議会として、そういう場に勉強の場がありますので、そういうとこで聞いて判断するのほひとつの方法ではないかという質疑を申し上げます。

議長（三角 良人） 今のは、意見ですか。

議員（12番 長澤 誠司） いやいや、質疑です、まずは、こういう場所がありますから、勉強に行かれるのはいかがなもんかなということ。

議長（三角 良人） 意見でしょ。質疑じゃないでしょ。

議員（12番 長澤 誠司） いやいや。質疑——意見だったらあなた、意見とかいうのは個人的なあれなんで、勉強の場がありますよというのに参加して判断してもいいんじゃないでしょう

かていう……。

議長（三角 良人） という意見でしょ。

議員（12番 長澤 誠司） 質疑をといたから……。

議長（三角 良人） 質問じゃないでしょ。

議員（12番 長澤 誠司） 質疑の意見で今。委員会でもまた言いますが、それは自分たちのあれ、討論になると思いますが、こういう場所に参加してもらうのも、参加してもらえば、そういう、判断の材料になるんじゃないかなという、そういう……。

議長（三角 良人） 提案ですね、それはね。はい。

ほかに質問、ございません——これにて質疑を終結します。

お諮りします。本意見書の取り扱いについて、各委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、道州制導入に反対する意見書の提出については、各委員会に付託し、その取り扱いの審査をお願いします。

ここで、お諮りいたします。提案理由の説明が終わりましたので、暫時休憩したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、暫時休憩することに決しました。

再開は、総務建設産業委員会の審査が終わり次第とします。

休憩に入ります。

午前11時24分休憩

午前11時44分再開

議長（三角 良人） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで、お諮りいたします。

付議されました議案第56号については、休憩後は、日程を追加することになっておりますので、ここで、日程を追加し、日程第20、議案第56号とし、議題としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、日程を追加し、議題とします。

日程第20．議案第56号

議長（三角 良人） 日程第20、議案第56号工事請負契約の締結についてを議題とします。総務建設産業委員長の報告を求めます。合屋委員長。

総務建設産業委員長（合屋 伸好） それでは、議案第56号工事請負契約の締結について、総務建設産業委員会の委員会審査の報告でございます。議案書は1ページとなっております。

工事名、須恵南幼稚園給食室新設等工事、契約の方法、指名競争入札、請負金、6,436万5,000円、請負者、福岡市博多区空港前5丁目5番5号 株式会社飯田工務店代表取締役小山田義人、契約保証の方法、契約保証金、前払い保証事業を行う保証事業会社の保証、643万7,000円、1割でございます。条件は工期といたしまして、契約の効力が生じた日から平成26年3月25日までとなっております。なお、40%の前払い金制度を適用するということでございます。

早急な審査となりましたのは、本日12月6日に議決いたしましても、110日間4カ月を切る工期しかないということでございます。また、指名は福岡市及び周辺Aランクの6社を指名いたしまして、飯田工務店が落札したということございまして、これは11月7日の臨時会で補正が組まれておりました。金額は6,700万円でございます。これに対し、落札率97.30%、設計額に対する請負率が96.23%という結果でございます。

なお、落札率が少し高いのではないかという質疑が出ております。これは、予定額を極力落としているためにぎりぎりの落札率になっているということでございます。なお、また設計価格のほうも少し高めに設定されているようでございますので、以後また要検討をお願いするということでございます。

なお、工期が御承知のとおり少ないため、追加変更も極力ないように努めていただくよう、要望いたしまして、結果、総務建設産業委員会は全員賛成で採択でございます——失礼しました、可決でございます。

以上です。

議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。よって、議案第56号について、採決に入ります。本案に対する委員長の報告は、可決です。よって、議案第56号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第56号工事請負契約の締結については、委員長報告のとおり可決されました。

議長（三角 良人） 以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

次の本会議は12月10日午前9時に再開します。本日はこれにて散会します。

午前11時50分散会

平成25年 第4回(定例)須恵町議会会議録(第2日)

平成25年12月10日(火曜日)

議事日程(第2号)

平成25年12月10日 午前9時00分開議

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

出席議員(14名)

1番 田ノ上 真	2番 百田 輝子
3番 松山 力弥	5番 田原 重美
6番 荒木 敏光	7番 吉本 實
8番 合屋 伸好	9番 今村 桂子
10番 三上 政義	11番 柴田 真人
12番 長澤 誠司	13番 藤石 豊
14番 原野 敏彦	15番 三角 良人

欠席議員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 合屋 栄一 係長 百田 儀幸

説明のため出席した者の職氏名

町長・・・・・・・・中嶋 裕史	副町長・・・・・・・・稲永 張美
教育長・・・・・・・・平松 秀一	理事(地域振興課)・・印藤 勝人
理事(図書館長)・・今泉 智明	理事(公民館長)・・安川 敏幸
総務課長・・・・・・・・今泉 俊裕	まちづくり課長・・吉松 良徳
住民課長・・・・・・・・合屋 勝秀	税務課長・・・・・・・・櫻木 幹夫
健康福祉課長・・畑江 達也	都市整備課長・・安河内 久人
上下水道課長・・石井 浩二	子ども教育課長・・稲永 修司
社会教育課長・・川津 政文	出納課長・・・・・・・・大塚 信夫
総務課参事・・満行 誠	監査委員・・・・・・・・百田 清二

午前 9 時 00 分開会

議長（三角 良人） おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

日程第 1 . 一般質問

議長（三角 良人） 日程第 1、一般質問を行います。

通告順に質問を認めます。9 番、今村桂子議員。

議員（9 番 今村 桂子） おはようございます。9 番議員、今村桂子でございます。

最近めっきりと冷え込んできまして、風邪を引かれる方も多いと思います。また、PM 2.5 も福岡のほうに飛来してきているということで、非常に健康に被害が出るのを心配しております。

これから忘年会そして新年会と、お酒を飲んだり、夜遅くまで起きていらっしゃることも多いと思いますので、皆様健康に留意をされて、しっかりと仕事のほう頑張っていたきたいと思えます。よろしく願いをいたします。

それでは、通告に従いまして、ボランティア意識の啓発と把握の一本化はということで、質問をさせていただきます。

町長が今議会、当初本会議の所信表明で、これまで、人と人、それから人と自然が共生するまちづくりを目指し、自立ある福祉、教育のための社会づくり、ボランティアによる共生のまちづくり、小学校単位のコミュニティーづくりに力を入れ、活力ある町民が主役のまちづくりをしてきたと言われておりました。

その町長の政策によりまして、須恵町にはたくさんのボランティアが育ち、まちづくりに貢献しております。

先日、11月の30日には共生のまちづくり主催で、福祉のまちづくり交流会が開催されました。あいにく町長は公務が重なっていたために、教育長が出席して挨拶をしておられました。

現在、ボランティアの把握は、各ボランティアと管轄の中で把握されていると思いますが、1 人の人が幾つものボランティアの組織に入っております。

須恵町には、町長部局、福祉課のミニデイサービス、共生のまちづくりの子育て、高齢者、障害者部会のボランティアなど、また、まちづくり課のコミュニティー管轄派遣のボランティア、教育長部局、子ども教育課の規範指導員、社会福祉協議会の小地域ボランティアなど、さまざまなボランティアがあります。また、更生保護女性会や食改なども活動でボランティアをされていることもございます。

これらの組織と連携し、ボランティアの把握の一本化をすることで、災害時の活用やさまざま

な取り組みがやりやすくなると思いますが、社会福祉協議会と連携し、把握の一本化はできているのでしょうか。

また、最近ボランティアが高齢化し、固定化してきております。何か対策をお考えでしょうか。

須恵町地域防災計画にあるように、一般分野でのボランティア活動を組織的かつ効果的に進めるためには、その活動の中で指導的な役割を担うボランティアが必要である。町は研修会や講習会を通じて、ボランティアリーダー及びコーディネーターの養成に努めるとありますが、若い人のボランティアリーダーを育てるための研修会や講習会は行われているのでしょうか。また、ボランティア意識の啓発として、社会福祉協議会などの関係団体と連携して、住民に対し、ボランティア意識の啓発に努める。特に1月17日の災害とボランティアの日、1月15日から21日までの災害とボランティア週間を中心に活動を行う。また、災害の日などに行う防災訓練にボランティアなどの参加を求めると書いてありますが、防災とボランティア週間にはどのような活動を計画されておられるのか等をお尋ねいたします。

議長（三角 良人） 中嶋町長。

町長（中嶋 裕史） 私が、今議会の冒頭で決意表明をさせていただきましたが、それに後押しするような御質問をいただきました。ありがとうございました。

もう、議員、当然御存じだと思いますけども、ボランティアっていうのはやはり自主性、自発性を旨としておるわけございまして、そういった関係から、平事の際はともかく、有事の際は、行政から指示するものではないというふうに私は解釈をしておるところでございます。

ボランティアの種別、大きく分けると、福祉ボランティア、それから教育ボランティア、それから委員が今、言われましたように、1月17日阪神・淡路大震災、これから防災の日が設けられまして、今では安心・安全のための防災ボランティアということが非常に重要になってくるんじゃないかと。まあ大きく分けるとそういったところかなというふうに思っておるところでございます。

それで、いわゆる災害ボランティアというのはどこが管轄しているかという、一応、私の町のほうでは総務課が管轄をいたしております。

先ほど言われましたように、地域防災計画の中で、今、自主防災組織っていうのが、山を持ってる、佐谷上須恵については来年度から立ち上がるというような報告を受けておるところでございます。

1月17日が防災とボランティアの日でありますし、その前後して15日から21日を防災とボランティア週間ということをおっしゃったわけでございますが、災害への備えということでございまして、講習会等という話でございますが、先日、沖縄のほうで九州地区の防災訓練、これは海上保安庁から地域の消防団まで含めて、すごい防災訓練が行われて、我々の管轄であり

まず粕屋南部消防も2車両派遣し、1隊7人編成で行って、その災害訓練所を間近で見せていただいたわけですが、これは、粕屋南部消防議会の研修ということで、応援方々研修に行こうということで見に参りました。

沖縄にとっては非常に寒い日で、もうがたがた震いながら、2時間程度、そこで見せていただいたわけですが、そのように国あるいは県、市町村挙げて、この防災、安心・安全については一番関心が高いところではないかなというふうに思っております。

先週の日曜日も、第2小学校のいきいきコミュニティーのほうでやる防災に対する図上訓練を行っていただきまして、明けまして1月25日に、さらにまたその図上訓練を第2小学校のコミュニティーのほうでやっていただくということでございます。

また、本町の役場女子職員についても、12月18日に退庁後、いわゆるそういった避難食、災害等起こったときのそういった食事の提供のための料理講習会っていうのを開催するというところでしております。

いろんなことで、有事の際に備えての研修というのは、今、総務課のほうを中心にやっておるところでございますが、あと、大事なボランティアというので、また、福祉ボランティアというものがあるわけでございますが、これは、議員も一緒に入っていて、本当に御活躍をいただいておりますが、共生のまちづくり推進協議会っていうのが平成15年の4月に発足いたしまして、そこらいわゆる高齢者の見守り、あるいは障害者、子育て、それから、オイコスセンター支援等4部会です、福祉ボランティアの活動をやっていただいておりますが、現在192名の方々によってボランティア活動をやっていただいております。

福祉協議会としては、小地域ボランティア、これは20行政区とも立ち上がっておりまして511名の方々活躍をされております。

それから、先ほど言われましたように、高齢化、固定化というボランティアの面でございますが、その辺が非常に私どもも課題が大きいなという気持ちでおるわけですが、今、レクの会、40人の方たちがおっておりますが、その人たちがレクを通して、介護支援をしようということでの研修会等もやっていただいております。

それから、行政ミニデイサービスということで、更生保護女性会156人、それから食改172名の方々の協力を得て、それぞれの地域でミニデイサービスも行っていただいております。

それから、言われましたように福祉のまちづくり交流会を年1回開催しておるというところでございます。

また、今村議員のほうから、平成24年の6月の議会で質問を受けました認知症の問題、これは社会的な問題で大きな問題でございます、なかなか難しい問題があるんですが、これも認知

症サポーター養成講座ということで開催をいたしております、400人を超える方々が受講をされております。

ボランティア活動への参加意欲の意識調査を行いましたところ、62.2%という非常に高い関心を示していただいておりますというところがございます、本町においてはそういったボランティアが育っておるなということに本当に感謝を申し上げますところがございます。

それから、2030年を迎えると、私ども今、団塊の世代で、前期高齢者という呼ばれ方をされておりますが、これが後期高齢者に入ってくるということで、超高齢化社会を迎えるわけですが、そういったときに、やはり元気な高齢者の方々の力ってというのが必要になってくるというふうに思うわけございまして、やはり今からそういった講習会と、あるいは関心の高さを利用して、知識を身につけていただくということはやっていかなければならないというふうに思っております。

それから、もう一点は、教育ボランティアでございますが、今133名の方が登録されておまして、要請回数が383件ございまして、派遣人数として921人の方が、いわゆる学校を中心とした地域の子ども会等、教育ボランティアとして派遣をしていただいております。そのほかにボランティア団体としては青少年指導委員会だとか交通指導委員会だとか、あるいは国際交流協会だとか、そういったいろんなボランティアの団体があるわけがございます。

その一元化という話でございますが、15年ほど前、私が教育課長時代に社会福祉協議会の小地域ボランティアと、教育委員会の教育ボランティア、これを一元化しようということで相当やりましたが、なかなか難しい問題があります。福祉ボランティアと教育ボランティアを一同に監視するってというのはできないという結論に達して、苦肉の策として、社協の会合の中に社会教育のメンバーが入る。で、社会教育の会合の中に社協の専門スタッフが会合の中に入ること、当時はやっておりましたが、まあ現在それはやっていないということでございますが、一元化の必要、名簿の相互融通性というのは絶対必要であろうというふうに思っております。

今後、総務課を中心にそういったものの整理をやりまして、どういった方たちがおられるかと、いわゆる平事の際については、その人たちの活用ってというのは十分できるわけで、まあ有事になりますと、これは自分たちの活動となりますので、我々行政から支持するものではないというふうに思っておりますところでございますが、その中で、やはり障害になるのは、個人情報保護法の問題がいつも問題になるわけですが、まあ、それらもいわゆる超越したところで名簿の融通性、一元化というものを図っていかうというふうに思っておりますところでございます。

以上でございます。

議長（三角 良人） 今村議員。

議員（9番 今村 桂子） 今、さまざまなボランティアが育っているということで、活動状況

等お話をいただきました。

本当に、すばらしくたくさんの方がボランティアに参加していただいているなというのを感じまして、町長がこれまでされてきた政策が本当に動き出しているなというのを感じております。

そこで、意識が、62.2%の方がボランティアをしたいという意識がある。そこで、社協とかにもよく問い合わせが来ているということで、どこでボランティアをしたらいいのか、どのような、例えば、そういう方たちはボランティアをしたい。ところが、どのボランティアに頼めばいいのかという、逆にボランティアどこに頼んだらいいのかということで、福祉、教育、それから防災ということで、3つのボランティアがあるんですけども、住民にはそれが混合されていてわからないという現状であるみたいです。

そこで私が先ほど言いましたように、まあ町長、一元化は出来ないということで、大変だということですが、せめて把握をどこかの課でしていただく、そして、ボランティアをしたいという方と、ボランティアが必要な方をコーディネートしていく、コーディネーターみたいな方がどこかの課でしていただければ、一本化の把握等もそこでしていただく。そして、そこで電話すれば、どういうボランティアがあって、私が必要としているのはこのボランティアなんだ。そして、私がしたいのはこのボランティアなんだというのがわかるような方法をとっていただければ、非常に、今後の活用の中でコーディネーターの方がこういう要求を学校でされたら、じゃあこここのボランティア団体が行ったらいいですねというような明快なことができる。そういう組織づくりを今後、お願いをしたいなというのが私の主たるものでございます。

それと、現在、ボランティアが町長部局、教育長部局、社協という、まあ住民ですね、そういう形でばらばらになっているので、縦の線を横につなぐ連携、連絡というのにも必要になってくるので、その辺もそういうコーディネーターがしていただくと非常にいいかな。もっともっとまちづくりがすばらしく、町長がつくり上げられた自立あるボランティアがもっと活性化されて活躍の場が広がるかなというふうに思っております。その辺のことをお願いいたします。

議長（三角 良人） 中嶋町長。

町長（中嶋 裕史） 最もなことではございまして、ちょっと経験談を話させていただきますと、教育委員会に私がおるときに、ボランティア派遣事業というのを作りまして、ボランティアを要請し、ボランティアを登録させたわけですが、登録しても全然活用がないと、そこでふと考えたんですけども、先ほどおっしゃったコーディネーター、いわゆる派遣先を見つけてやらなければならない。だから今、団体に対してはある程度周知がっていますが、個人個人の方たちがどのように利用すればいいのかというのがなかなか周知されておりませんで、その辺をやはり周知をさせる。それと、言われましたように窓口を一本化すると、どこに尋ねれば、それがあって、例えば総務なら総務のほうに尋ねれば、これは社会福祉協議会のほうから連絡をさせるとかです

ね。そういう流れを今後つくっていかねばならないと。

で、ボランティア派遣事業で行き先がない。だからコミュニティー事務局をつくって、派遣先をコミュニティーが見つけて、そしてボランティアを派遣させるという、それがコミュニティー事務局というのはコーディネーター的な役割で、まさにそのとおりだというふうに思っております。

今後そういった、深くですね、一元化された形のものを行政としても考えていかねばならないというふうに思っております。ありがとうございました。

議長（三角 良人） 今村議員。

議員（9番 今村 桂子） 流れづくりを明確にさせていただくということで、非常に今後が楽しみになってまいりまして、また、町長の政策が一つふえたのではなかろうかと思っております。

それと、もう一点、縦割りの弊害といいますか、例えば、現在、福祉課のほうでミニデイサービス等を進められております。これは参加することでボランティア通貨というのがいただけるんですけれども、社会福祉協議会に小地域ボランティアという組織がございます。ここも、ミニデイに参加されている区がございます。一部ですね。

そういう区では、同じミニデイに参加したことによって、福祉通貨が、社会福祉協議会からももらえ、そしてこちらの福祉課からももらえるという二重の報酬といいますか有償ボランティア、そういうような弊害も生まれているのが事実でございます。

ですから、そういうことを一本化することによって、こういう弊害等も、今後、どことどこがどういう形になっているのか、そういうことが明確にわかってくると思いますので、その辺の弊害等も取り除いていただきたいと思っております。

どういう形が理想的なのか、社会福祉協議会と福祉課、今後のデイサービス委員会にも多分いろんなものがあると思うんですけど、そういうこと等もやっぱり明確にしていかなければならないかなと思っております。

それと、まあ災害時、さまざまところで防災に対する考え方で動きが出てきている、非常にいいことだなと、最近、災害に対してはいろんなところでいろんな訓練等が行われております。

私も先日、共生のまちづくりで、福岡市の消防局のほうの防災のところに行ってまいりました。うちの事務組合がつくっている防災のところとまた違った意味での防災訓練のところを見てまいりましたが、本当に防災に対してはこれからさまざまな取り組みを行っていかねばならないところだと思います。

そこで、平成18年につくられ、3月につくられた地域防災計画に、防災とボランティア週間というのはせつかく1月15日から21日まで決まっております、防災の日も1月17日、それは防災とボランティアの日ですね。これは皆さん、知らないんですよ、意外と。1月17日

が防災とボランティアの日だよってね、それ何、初めて聞いたっていう方が、須恵町、確かに災害が余りないので、そういう感じでございます。

その中には、その週間中にボランティアが参加して何か町でやるということでございますので、まあ行事としてやるのじゃなくてもいいので、ボランティア意識の啓発とかそういうところから始めていただければなど。せっかくそういうふうに防災計画の中につくってありますので、ぜひその辺もお願いしたいと思います。

以上でございます。

議長（三角 良人） 中嶋町長。

町長（中嶋 裕史） 先ほど言いましたように、横の連携はいつているんですが、先ほど福祉通貨の話もされましたけど、これを融合させると、この事業は社協が主体としている事業でもカウントでき、こっちは福祉課が行っている事業でもカウントできる、いわゆる融合させるということによって一体化が生まれてくるわけですので、今のところ、こっちとこっちの連携はできておりますけども、そういったばらばらの部分がありますので、今後は連携から融合ということへ向けて一元化を図っていきたいというふうに思っております。

議員（9番 今村 桂子） 今後の町長の活躍に期待をいたしまして、質問を終わらせていただきます。

以上でございます。

議長（三角 良人） 5番、田原重美議員。田原議員。

議員（5番 田原 重美） おはようございます。5番議員、田原重美でございます。

通告に従いまして質問させていただきます。

須恵町の環境美化の対応はということで、須恵町の顔であるJR須恵中央駅のプラットホームの外側にマキの木が植樹されてありますが、マキの木が茂りすぎて、マキの木とプラットフォームの間が詰まって、空き缶やお菓子の袋が散乱してまことに見苦しい状態であります。駅近所の方々がごみ拾いをして、またごみを捨てる方が後を絶たない状況が続く、非常に困っておられます。

駅の近所の方が、開業以来、最終電車の通過を待つて剪定を長い間やっていただきましたが、7、8年前から脚立に上がることが困難になり、剪定ができなくなりました。現在83歳になられます。JR須恵中央駅の駅長さんが、町に伐採を申し入れられましたが、何の対応もないとのことで、駅近所の方から要請を受けて6月28日に都市整備課に申し入れをいたしましたが、伐採については町が必要と認めればやるということでした。再度11月13日に町に申し入れを行いました、何の対応もありません。須恵町の人口は増加している状況であります。JR須恵中

央駅は須恵町で一番利用者が多い駅であります。なお一層の環境美化に努めていただきたい。

新原工業団地の入口から中高年事業団のところまで、トヨタモータープールから先、また、喜楽鋳業の入り口は、大人の背丈ほど草が伸びています。ことし1回の草刈りがあっただけで、草が伸び放題で、空き缶、お菓子の袋、弁当の空箱など散乱して見苦しい限りであります。2、3年前までは、年に3回程度草刈りがしてあり、ごみの散乱もありませんでした。11月の月末に見かねて写真を撮りました。都市整備課、臨時作業員7名の方が元気に働いておられます。人出が足りなければ町民の方に募集を募って町内の環境美化に努めていただきたいと思います。

議長（三角 良人） 安河内都市整備課長。

都市整備課長（安河内久人） 都市整備課、安河内でございます。

御質問の事項につきましては、須恵中央駅のプラットホーム沿いのマキの木の剪定と新原工業団地内の町道新原・佐谷裏線の草刈りについて、早急な対応を求める御質問でございますが、まず、須恵中央駅ホームのマキの木の剪定について答弁をさせていただきます。

御指摘の木につきましては、田原議員より本年2度、都市整備課において要望され、協議いたしました折に御説明させていただいたと記憶しておりますが、須恵中央駅開設時に、隣接する住宅側の目隠し対応策としてJR用地に植栽されたものでございます。

その際、木の管理については明確になっていなかったものでございます。年月を経て、木が大きくなり、今から3年前に剪定の要望が出てきたときに、JRと協定を結びまして町が管理することといたしました。管理することといたしまして、剪定をいたしました。駅プラットホームからJR用地として宅地まで3メートルから4メートルの用地幅がございまして、駅側及び住宅地に影響を及ぼす状況に近づいてくれば、作業を行うことといたしておりました。

また、軌道敷内を作業する場合は、必ずJRと協議し、列車に対するJRの監視員を配置することとなっておりますことから、庭木のように頻りに手入れすることとしておりません。剪定期といたしましては、夏場よりも11月、12月が適当と考え、JRと協議をいたしておりましたが、JRの工事施工の関係上、監視員の手配がつかないとのことで、年明けの1月に剪定作業を行うこととしております。

要望に対する剪定期の御報告を議員へ明確にお伝えしてなかったことに対しましては、反省し、今後このようなことがないように努めてまいります。

次に、新原工業地内の道路の草刈りに対する御質問でございますが、まず、環境美化作業の現状を報告させていただきます。

現在、臨時職員の環境整備作業員の方が7名おられ、道路パトロール及び道路の補修、側溝清掃、草刈り、街路樹の剪定、不法投棄ごみの回収等、多岐にわたる作業を1年間通して従事していただいております。草刈りに関しましては雑草の繁茂する時期はどこでも同じであり、また、

従来、農業関係者において管理されていた草刈り及び水路しゅんせつ等、管理されておりましたものが農地の減少に伴いまして管理者不足となり、社会環境の変化を受け、町に対する要望が届くような状況となっており、環境整備作業の作業量は年々増加傾向でございます。

このような中、過去から今日まで作業実績に基づいて、道路交通に影響があるところ、歩行者の安全な通行の妨げになるところ、また、民家に隣接して苦情等が寄せられるところについては重点的に作業を進めることとし、限られた人員の中で効率よく作業を勧める方法を模索しながら、毎年作業場所、作業方法の見直し、一部業者委託への切りかえを行いながら対応をしているのが現状でございます。

さて、御質問にある新原工業団地内の草刈りにつきましては、議員仰せのとおりかなり草が繁茂しております。早急に対応することとしており、除草後は地域振興課が作成しておりますごみ捨て禁止等の標識を設置する予定でございます。

毎年、各区において環境美化作業を実施していただいておりますけども、これからも町民皆様方の御理解と御協力のもと美しい須恵町をつくり、これを保ち続けていきたいと考えておりますので、議員におかれましてもお力添えを賜りますようお願いいたしまして、答弁とさせていただきます。

以上でございます。

議長（三角 良人） 田原議員。

議員（5番 田原 重美） JRの件は1月にしてくれるということで、ありがとうございます。

臨時作業員の方に、7人しかおってないのに働き過ぎやけん休暇をとらせるとか話がちらっと聞こえたんですよ。たった7人しかおってない臨時作業員の方に、働き過ぎやけん休暇をとれという指導がありよらしいですが、そこはどうでしょう。

議長（三角 良人） 安河内都市整備課長。

都市整備課長（安河内久人） 働き過ぎて休めっていう話ではございません。かなり夏場になりますと作業量、先ほども申し上げましたように草の繁茂する時期が重なってまいります。かなり夏場の熱い時期に、やはりそういった重労働につながるような作業をしていただきますので、作業員さんの健康も兼ねて、休めるときは月2回程度休んでいただいたほうがいいんじゃないかなろうかというような作業体制をとっております。

先ほどから申し上げますように、休みをとられた部分の手薄になった部分をどうしていくかっていう問題につきましては、先ほど答弁いたしましたように、業者への委託等々も含めシルバー人材センターのほうへの委託に切りかえていっているところがございます。予算的なものもございまして、その辺につきましては町のほうも見直しを進めながら、先ほど申しましたように作業の箇所につきましては、後手後手に回らないような対応を考えていきたいと思っておりますので、

よろしく願いをいたします。

議長（三角 良人） 田原議員。

議員（5番 田原 重美） 新原工業団地のほうはできるだけ正月前に刈っていただきますよう、よろしく願いします。

今後とも須恵町の環境美化に一段と気をつけていただきますよう、よろしく願いします。

これで終わります。

議長（三角 良人） 14番、原野敏彦議員。

議員（14番 原野 敏彦） おはようございます。今日私は公共施設の管理ということで質問をさせていただきます。

先日、11月29日の日に担当委員会で公共施設の老朽化の調査を行いました。場所はカルチャーセンター、それから、武道場、あおば会館、それから、須恵中学校、須恵東中学校、第二小学校、西体育館、第三小学校を調査させていただきました。この日第一小学校は学校の意見発表会か交換会かで集まりがっていましたから、第一小学校は視察ができませんでした。それで、気が付いた点をきょうは一般質問という形でさせていただきます。

カルチャーセンター、武道場は大した老朽化は見えなかったのですが、和室等が障子が剥げているとかそういうちょっとしたことなのですけれども、外から見てもいいというようなこととございます。障子が剥げていると何となくせつかくの施設がちょっと古いなど、どんな管理をしているんだと、もちろん町民の方からも言われるし、ほかの方からもおっしゃられるんじゃないかなと思っております。そういうことで、きょうはその管理についての質問でございます。

それから、あおば会館、須恵中学校について、一番やっぱり老朽化が激しいあおば会館、須恵中学校であったわけでございますけれども、あおば会館においては築38年が経過をいたしております。須恵中学校においてはもう46年。何度も大規模な改装とかはやってはきておりますけれども、やはり古くなってくるといろんなこの痛みもございまして、仕方がないのかなという感じはしているんでございますけれども、あおば会館におきましてはいろんな団体が利用しているから清掃等はやっているとは思いますが、ここも大きいところではなぎなたの会場、それから、かるた大会等々もやっていると思うのですが、競技するところはそう大して悪くはないのですが、目につかないといいますが、正面のステージのクロスが剥げているとか、それからステージの裏、それからサイドを見ますと雑然としているというか散らかっている状態です。それで、他からお見えになる方々がどう感じるのか。せつかく町全体として共生のまちづくり、そういうようなことを掲げながらやっているのに、見られときに何だこれはというように思われる方も沢山いらっしゃるんじゃないかなと。とにかく、私も裏に回ってみますとびっくりしました。本当

に散らかっているといいますが、整理されていない。本当に悲しい思いをいたしました。

それから、危険な箇所もたくさんございましたけども、これはまた等委員会として社会教育課ともこれから協議をしていきたいというふうに考えております。

それと、須恵中学校でございますけれども、須恵中学校もこれが46年ですか、経過していますし、いろいろ問題点もあったんですけども、予算の関係で縮小されましたし、中々ちょこちょこできないもんもあったんだろうとは思いますが、この辺はまたこども教育課とも協議しながら、予算をとっていかねばいけないのかなというふうにも思っております。

済いません、ちょっと気がついたことですから、余り気を悪くしないでくださいね。

中学校の場合は、正門を入りますと一生懸命生徒たちが頑張ったトロフィーとか盾とかたくさんあります。僕がびっくりしたのは、その盾等を飾っている台、ガラス板なんですけれども、埃ができていて、せっかく一生懸命頑張って勝ち得たトロフィーや盾、これが価値がないような感じに見えました。その辺はもうお話しをしているから、多分もう今日行くと綺麗になっていると思います。多分なっていると思うのですけれども。それとか、東側の校舎のまなビックとの間の雑草といいますが、畑みたいなのがあるのですが、そういうのも教育の場ですので草等を茂らすというのはやっぱり自分からいうとおかしいと思っていて。それと、ロッカーといいますが納屋といいますが、そういうのがあったのですけれども、壊れているような物はもういつまでも置いとかない、そういうふうに感じました。

あとは、須恵第二小学校、東中学校等々行かしていただきましたけど、その辺は結構きれいに整備もされておりましたし、問題ないけれども、先ほども言いましたように当委員会と担当課と詳しくそれは話し合いをしていきたいなと思っております。

それからあと1点、あおば会館なんですけど、あおば会館の1階は図書館です。それで、その上で運動しているときに下で図書館ですけども、多分苦情が来ているのかどうか一、二回聞いたことがあるのですけれど、やかましいと。ちょっと騒がしいかなという話も聞いたことあるのですけれども、図書館においては他の町を見ますとやっぱり立派な図書館を持っておりますし、いずれは図書館自体を、財政の面でいろいろ問題はあるかもわかりませんが、図書館自体をどっか静かな場所といいますが、造らなければいけないのかなという気もいたしております。

そこで、担当課の方におかれまして、今の管理についての答弁をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

議長（三角 良人） 何を問うたかを明確にしてもらいたい。

議員（14番 原野 敏彦） 管理です。

議長（三角 良人） 施設の管理ですね。

議員（14番 原野 敏彦） 施設の管理です。

議長（三角 良人） はい、わかりました。

川津社会教育課長。

社会教育課長（川津 政文） おはようございます。まず初めに、総務建設産業委員会の皆様におかれましては、11月29日に実施されました公共施設老朽化調査には、お忙しい中各施設を御視察いただき、ありがとうございました。

それでは、議員の質問につきまして答弁をさせていただきます。

現在、社会教育課が社会教育施設並びに社会体育施設の維持管理を行っておりますのは、若杉の森運動公園を初めスポーツ公園内のテニス場、弓道場、卓球場、あおば会館、西体育館、カルチャーセンター等で、全体で12の施設の維持管理を行っております。

各施設につきましては、軽微な修繕費として毎年10万円から40万円程度、経常に予算を計上し、利用者の方の要望を考慮しながら順次修繕をしているところでございます。この中でも、建築年数が30年から40年に近い施設が幾つかあり、老朽化が進んでおります。

議員より御指摘がありましたあおば会館2階の体育館は、築39年が経過いたしております。平成6年度大規模改修のときに1階を集会施設より図書館に改築し、建物の外壁や屋根の塗りかえなど大規模な改修工事を行っております。平成18年度には図書館空調設備の改修、平成23年度にはトイレの水洗化工事、平成24年度には体育館の窓ガラスサッシの修繕、平成25年度におきましては屋内消火栓、屋根の防水改修工事等を行っております。

あおば会館を初め築40年に近い施設として、カルチャーセンター、西体育館におきましても改善すべき箇所は把握しておりますので、緊急を要する危険箇所につきましては新年度への予算計上をお願いし、順次改善に努めてまいりたいと思っております。なお、大規模な改修工事につきましては年次計画を策定し、財政部局との協議を行い、予算の計上をお願いしたいと思っております。

調査の際に議員の皆様より御指摘いただきました附帯備品の管理等につきましては、施設利用者会議等などにおいて、各団体との連携を密にとりながら啓発活動の促進に努めてまいりたいと思っております。また、定期利用団体や体育協会による年2回実施しております、体育施設一斉清掃などあらゆる機会を捉えまして、環境美化の概念であります「来たときよりも美しく」の精神を各関係団体に再度促し、社会教育課といたしましても施設の維持管理体制への定期的な巡回も強化していくように考えております。

施設利用におきましての維持管理等につきましては日常御不便をおかけすると思っておりますが、町の財政事情を勘案していただき、議員皆様の御指導、御理解、御協力のほど、よろしく願い申し上げます。

以上でございます。

議長（三角 良人） 続いて、稲永子ども教育課長。

子ども教育課長（稲永 修司） おはようございます。まずは、先日から学校施設の状況調査といたしまして各学校を御視察いただきまして、大変ありがとうございました。お疲れさまでございました。

各学校の修繕費につきましては、毎年250万円から330万円程度、維持管理費を含めまして軽微な修繕費として、経常的に当初予算に計上させていただいております。この予算の執行につきましては各学校長の判断で執行しておりますが、御指摘にありましたような危険性があると判断されるような修繕箇所につきましては優先的に修繕するというようなことにしております。今後とも学校と連携を密にして、予算執行上効果的な修繕を検討してまいりたいというふうに考えております。

それから、このような軽微な修繕以外の工事を伴うような修繕につきましては、平成23年度に計画的な整備をするための資料といたしまして、保育所を含めた全部の教育施設を調査いたしまして、中長期の保全計画を作成し直したところでございます。これにつきましては、別立てで予算を計上いたしまして、子ども教育課にて執行するというようなところでございます。今後はこの計画に基づきまして、耐震補強工事でありますとか、大規模改修工事、これらの工事を進めていく所存でございます。

また、御指摘の日常の清掃等環境美化につきましては、校長会にて指導の徹底をお願いしたところでございまして、私ども教育委員会といたしましても定期的に巡回をするなど、環境美化に努めてまいりたいというふうに考えております。

学校施設の修繕、保全につきましては、多額の事業費、あるいは時間がかかるというところでございます。今後とも議員各位の御指導と御理解、御協力をいただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（三角 良人） 原野議員。

議員（14番 原野 敏彦） ありがとうございました。

今、教育課長、答弁いただいたわけでございますけれども、やはり金額のかかることもあるいはおいといて、やっぱり意識を持って臨んでいただかないと、せっかくの施設です。やっぱり大事にして頂きたいなというふうに。すぐ建物を壊すということはできませんので、だから、気がついたときにはやっぱりちゃんときれいにしようやないかということで、お願いしたいなと思います。

最後になりますが、ちょっと通告はしておりませんが、教育長も答弁がございましたら教育長の意見をお聞きしたいんですが、よろしいでしょうか。

議長（三角 良人） 中嶋町長。

町長（中嶋 裕史） 図書館の件を御質問いただきましたが、図書館につきましては先ほど答弁いたしましたようにあおば会館が築39年ということで、普通、RC、いわゆる建物つうのは50年が耐用年数ということでございまして、そろそろ終わりを迎えているのかなというふうに思っておりますので。

今、アザレアの奥に大島原の公民館がありますが、その先に今駐車場としても買い足していっていますが、今回、いずれ図書館用地というふうな計画のもとに一反程度を買わせていただきましたが、手前にもうちょっと大きなとがあります、それも買えれば、そこに将来的には図書館が建設されるのではなかろうかと。いつ建てるかという具体的な計画はありませんが、一応図書館も必要であるということでの用地購入を、徐々にやっていっている状況でございます。

議長（三角 良人） 平松教育長。

教育長（平松 秀一） 御質問ありがとうございます。

今回の御質問の趣旨は担当委員会で、学校、あるいは、我々教育委員会が所管する施設について、議員各位、担当委員会のほうが専門部会で勉強をやるということを見ていただいて、その上で教育委員会の加勢をしてやるやないかという思いを本当に感じておりますが、本当に感謝申し上げます。

先ほど課長が申しましたように、財政計画の中でいからどうしても箱物を新しくとかそういった話にはならないわけで、副議長がおっしゃったように今ある施設をみんなでいかに有効に使うかということだろうと思います。これ、私、行政から教育長にさしていただいて、共生のまちづくりの基本構想の中に、何をしてもらえるからじゃなくて何ができるかということを考えてときに、先ほど御指摘いただいた各施設を誰が使っているんだと。我々は管理者であるけども、使っているのは皆さん町民の方々なんです。だから、そのあたりについても私は教育委員会の基本施策である、感動、感謝、共感、これ何なんだと。心の教育。やはり自分たちが長年使った施設に対して、愛着を持って使ってもらおうと。そのことがやはり学校管理職、学校については学校管理職でございましょうけども、やはり愛着を持つということから始めないといけないと思っております。

今回、御指摘受けて、さらに教育施策の大切さを感じておりますので、今月末、たまたまですけども、学校長を集めて話す機会もありますし、教育委員会もございまして、もう一度何のために5年前に心の教育で、感動、感謝、共感するまちづくりをやるんだ、これは町民の一人一人の感性を磨きあげて、譲り合うという心だと思っておりますので、そのあたりをもう一度教育委員会として肝に銘じて、担当委員会の御支援をいただきながら、きれいな環境がある教育施設にしていきたいと思っておりますので、これでいいですか。

以上でございます。

議長（三角 良人） 原野議員。

議員（14番 原野 敏彦） ありがとうございます。教育長のそういうふうな思いは私もずっと前から思っているわけでありますので、力強い答弁をいただきましてありがとうございました。その中で、図書館の確保、少し話したんですが、建設の予定があるみたいな答弁もいただきまして、大変ありがとうございました。

担当課におかれましては、今後ともより一層な研さんをされまして、町民のため、行政のために頑張ってくださいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

議長（三角 良人） ここで、お諮りいたします。暫時休憩をしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、暫時休憩いたします。再開を10時5分といたします。休憩に入ります。

午前9時54分休憩

午前10時05分再開

議長（三角 良人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

13番、藤石豊議員。

議員（13番 藤石 豊） 13番議員、藤石豊でございます。今回は、鎮守の森に水洗トイレをということで、町長に質問をさせていただきます。

実を言いますと、通告後に、この表題を変えた方がいいじゃないかなというのを思いましたが、どう変えたらいいかというと、「鎮守の森に公衆トイレを」と書きたかったのです。全然変わらないと思うのですが、私の思いからすると全然違うのです。何でかということ、トイレがあるところがあるのです。だから、水洗って書きましたけど、本当は公衆トイレと書きたかった、もし、議会広報委員会で変えられるのであれば、公衆トイレに変えてください。

本題に入る前に、少しだけ関連がありますので、お話をさせていただきたいと思います。

まず、前置きなのですが、1つじゃなくて2つあるのです、前置きが。その1つが、実は私は最近、健康、町の住民健診に行って、あなたは少し、ちょっと、体が少し悪いですよと、血糖値が高いですよというようなこととか、血圧はそこそこなんですけど、痛風の気配がありますよとかいうのが、ちょっと指摘を受けました。そこで、私も年齢を重ねるごとに健康管理に気をつけ

にゃいけないなと思って、最近よく歩くようになりました。いわゆるウォーキングですね。やっぱり健康には本当に注意を、皆さんも、注意を払わなきゃいけない歳になってきていると思いますので、ぜひ留意していただきたいなと思います。

そこで先日、皿山公園まで車で行って、それから岳城まで一人で歩いて行きました。歩く中で、いろいろ考え、一般質問のことも考えながら、千畳敷頂上まで一応上がって行きました。そこで見る風景、眼下に見える風景で一番目立つところはどこでしょう。ぼた山なのです、実を言うと。先般の前の質問で、ぼた山の開発の件、質問させていただきましたが、その前に、何で目立つかという、一番緑が豊かなのです。物すごく緑がすぐぱっと浮かんでくるのです。ぼた山はもともと、何も草木が生えてなかったところに鳥やいろんなものが種を運んだりして、草木を茂らし、ああいう緑が茂ってきたわけです。

しかし、今は違いますよね、緑じゃないですよね、何でしょう。そのとおり。紅葉、すばらしいですね。ぼた山の紅葉。何かあれ、生かせないかなというのを最近考えています。

前回、ソフトバンクの件で質問させていただきましたが不調に終わり、残念ですが、これはもう、先方が決めることですから。しかしながら、参考までに、4つの市が残りましたが、何か最有力が筑後市だそうですね。どうなるかわかりませんが。情報として知っていただければと思って、あえてお話をさせていただいたわけです。

そこで、岳城の頂上から眼下を見渡すと、ぼた山を中心にところどころに、須恵町、いいところですね、緑が点在しています。それはどこか。それぞれの地域の神社やお寺、お宮、わかるでしょう、何を言いたい。鎮守の森が目立つのです。山王宮、須恵のお宮、旅石八幡宮、甲植木の若八幡。真下に見れば須賀神社、全て鎮守の森であります。

鎮守の森を辞書、辞書じゃないね、今、インターネットで調べてまいりました。鎮守の森の定義をちょっと述べさせていただきます。村落を中心とした地域を鎮め守る神社の境内にある森で、日本では普通、村落の中や外に鎮守の森があるが、村落の主要な行事のための集いの場である。この神社には、森林が存在するのが普通である。森が存在するのが普通である。また、社の修理や改修の用材確保のための鎮守の森、木であるということまで書いてあります。神社の性格から見て、大規模なものは少ないと。その中には、クスノキ、カシ、シイ、また松や杉、ヒノキ等、そういう木々がたくさんあると記載されています。

今、インターネットで引いた世界大百科事典の中に書いてある一部を紹介させていただいたわけです。この説明の中に、私の今回の一般質問の重要な文言が隠されております。もう一度そこだけ抜粋します。「村落の主要な行事のための集いの場でもある」人々が集うとこだということが書いてあります。

質問の、先ほどいろんなお宮の名前だとか八幡宮の名前、言いましたけど、特定すると非常に

悪かったのですが、文章としては書いてないので、一応、自分の地域のことを言わないとわかりませんので、須恵の宝満宮のことを例えながら話してみたいと思います。だから、地元の宝満宮にちょっと置き換えて話をします。

今、地域では、この集いの、鎮守の森であります須恵のお宮、たくさんの方が集うようになりました。以前からあったのですが。その主なものは、もうすぐ来ます正月、元旦祭。お宮の祭典があります。そこには、一年の計は元旦にあり、まさに年の初めを神に、神社にお願いに行く。年末から正月の夜中にかけてたくさんの方が参って来られます。これは地域の人だけじゃなく、須恵町の人、あるいは須恵町以外のいろんなところからこのお宮に参って来られます。

2つ目は、5月5日こどもの日、春の祭典。これは、今から五穀豊穡を願って、そこで神に祈りをして、子供たちに奉納相撲をとっていただき、秋の実りを待つというお願いの神事があります。そしてそこには、須恵区民のちょっと大げさかもしれませんが、5割は集います。そこで、おこもり、いわゆる人々の集いの場としてのおこもりがあり、区民最大の一つの大きなイベントが持たれているのは、町長も御存じのことだと思っております。

そして、秋にはその五穀豊穡を、その恵みに対して感謝の意味を込めて、秋の祭典が催されます。そのときは、議員の皆さん、職員の皆さん御存じのとおり、その秋の祭典に合わせて須恵区の秋祭りがあります。秋祭りは、お宮さんと地域の広場等を結んだ大きな須恵区の一大会イベントであります、これも一大イベントであります。そこには町民あるいは区民の皆さんが、これも推計ですけど2,000人ぐらい来ているんじゃないかなと推察いたします。それだけ人が集まっている場所であり、お宮であるというのが伺えます。

そのほかでは、毎月老人クラブの皆さんがお宮掃除をしていただいて、きれいに保っていただいていますし、各種団体を初め、育成会等が相撲の練習だとかいろんな子供たちのお世話をしていただくと。それだけこの神社は、お宮は、いろんな人が使っており、

最近では、よく郵便局の、バイクに乗っている郵便配達員さんですね、あそこにとまっています。何でとまっているかというと、トイレに行きたいんです。あそこでトイレをしているのです。そういうふうな使い方も含めながら、非常に人が集うところであると。しかも、地域の方が使っているのは大部分ですが、いろんなところからお宮に来てあるというのをひとつ頭の中に入れていただき、本来の質問に入りたいと思います。

今、須恵町は公共下水道が大分普及してきまして、70%ですね。およそ70%が水洗化。それでも他町に比べると非常に遅れているわけですが、どちらかというと、多々良川水系の端のほうだから、仕方ないことですね。それでも70%。今後も徐々に水洗化が進められ、公共下水道の普及がなされていくんじゃないかなと期待しているところでございます。

そして現在、公共のトイレを考えると、皿山公園の歴史民俗資料館の前の駐車場にあります

ね、それと山の神の新生バス停横に設置されている。ほかにあれば教えていただきたいなと思っております。ともに水洗化されて非常に住民サービスの一助となっておるところじゃないでしょうか。

私も、時々使わせていただきます。本当にありがたいですね。非常に助かります。皆さんもそうでしょうけど、トイレがここにあるってわかっとけば、何かあるときには、急を要するときには、そこに駆け込めばいいというようなことです。

また、町内外からもいろんな人が来られて、この近くにトイレないですかと聞かれると、やっぱり公共施設を教えるしかないですね。近くにあればそこをぱっと教えてあげて、非常に便利、ありがたがられるんじゃないかなというのを感じています。

そこで、いわゆる公共性の高い、公共施設じゃないけれど、公共施設、公共性の高い、人の集まる公園、広場等にトイレは必要不可欠じゃないかなと誰もが思うところがございます。

そして、そこには先ほど私が言いました、人々が集い、その地域が将来のこの地域のまちづくりの拠点になるんじゃないかなというのを考えております。そこで、鎮守の森であるお宮等に、水洗トイレの設置を願うものであります。

そこで、通告の要旨をまとめておりますので、その辺を説明しながら質問をし、答弁をお願いしたいと思います。

いわゆる、お宮っていうのは神社庁の管轄であり、項目別にいくつか書いていますけど、1つにまとめたいと思います。神社庁の管轄であり、非常に難しい問題があります。まず費用の問題。建てるのに許可が出るかという問題。国とか県とかの兼ね合いが非常に薄いもので、補助金が出ないのではないか。あるいは出そうにないとか、そういう問題があります。ただ、工事をするためには非常に有利な点があります。何かというと、公共下水道がすぐそこまで来ているからです。いわゆる敷地内をあちこちまわさないですぐそこに公共下水道がきているので、割と簡単にできるのではないかなと、ちょっと楽観的ですけど考えております。問題点解決の糸口にはなるんじゃないでしょうか。

それから、今、地域では、公民館を建てたり、改修したり、それから類似公民館のその補助規定によっていろんな補助の対象になります。これが、今の現状ではなりません。分っているんです。わかっているけど、今、ずっと述べてきましたことを参考にしながら、何か突破口はないか、糸口はないかというのを尋ねたいところであります。そして、町がどうしてくれるのであれば、地域もどうします、先ほどの教育長の話じゃない、地域もしっかりやりましょう。あるいは地域の各種団体でどうのやりましょう、どうのこうのしましょう。しっかりその辺は補佐していきなきゃいけないというのがあると思います。

最後に、最近、監査をやらせていただいて、思うことがちょっとあります、関連しますので。

町の先ほど言いました公衆トイレには、町が建てていただいたのでそれだけのお金がかかる。しかし、それプラス、保守点検管理に非常にお金がかかっているっていうことに気がつきました。やっぱりそれだけ、管理するには、どちらかという、清潔に保たなければいけないということで、管理大変ですよ、ですからいろんな業者に任せてやられて、なかなか言いにくいんですけど費用が非常にかかっています、とてもかかっています。その辺の金額は調べればわかることだから、金額は別に。何を申し上げたいかという、地域にそういうトイレがあれば、地域の人を守らなきゃいけない、地域で管理しなければいけない、その辺まで地域の方々とはしっかり協議を重ねてまいっております。ただ、いくらトイレにお金、建設にお金がかかっていくらそれを守るために、保守管理するためにいくらかかるとかは現状では調べていませんので、今後、もしそういう話が浮上すれば、しっかりと協議していきたいなと思っております。

以上を含めながら、町長のお考えを聞かせてください。よろしく願います。

議長（三角 良人） 中嶋町長。

町長（中嶋 裕史） お答えをしたいと思います、議員が言われましたように、監査委員をしてあるということで重々御存じであっての質問だろうというふうに思っておりますが、これは憲法上の解釈があるわけございまして、憲法89条という法律があります。ちょっと読ませてもらいますが「公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、または公の支配に属しない慈善、教育、もしくは博愛の事業に対し、これを支出し、またはその利用に供してはならない」ということございまして、宗教上の問題として、これはできないというのが一般的な解釈でございます。

ただ、そう言いながらも町として1回やったことがあります。私がちょうど課長時代でございましたが、佐谷の建正寺でございます。建てられたのは建正寺の氏子さんが建てられました。そして、あそこは農村集落施設の整備ができて、水洗化という話がありました。その水洗化に対して、建物は氏子さんが建ててあるんですが、その若干の補助って言いますか、助成ができないかというお話でございましたが、それは境内の、境内と言えれば境内ですけどもちょうど入り口にあるし、ハイキング等、あるいは登山の方たちが行かれる、その人たちの、1回そこで用を足して、それから行くというために、供するというを前提として、半分程度の助成金を出したことがあります。

ただ、問題は、そのトイレから建てるということになりますと、これは非常に高いハードルがあるわけでございます。しかしながら、議員おっしゃるように、鎮守の森にトイレがあるということであれば、町民の方あるいはよそから来られた方が、あそこに、用が足したくなった、あそこに行けば用ができるということは、十分その役に立つところに立つわけでございます。その宗教上との絡み、これをどのようにクリアをするかっていうのが難しいわけございまして、行政

実例として、ここに書いてありますが、公金が支出できないとされた事例としては、市民が奉賛会を組織している八坂神社の祭礼に、市長名で御幣料を支出すること、あるいは護国神社等に対する公金の支出、いわゆる観音様建てるから、建立するから公の補助金とか出したと、これはもうだめだということですが、公金が支出できるとされた事例としては、同じ観音様を建てた場合でも、観光施設として観音像を建立し、宗教的行為が伴わない限り抵触しないものとするということですので、そういった場合は可能であるということですので。

だから、方法としては、宝満宮は確かにちょうど真ん中にあるし見通しもいいから危険度が低いということですが、甲植木なんかはあったんですけども、危険があるってことで壊されました、逆に。

宝満宮、そういうことで、それと今、イベントのときだけしか使わないってことじゃなくて、常時あそこに遊具等を備えて子供広場として供するという形を取って、日常的にそういう住民のために提供されている場だというふうなことにすれば、建てるのはどちらが建てるか、これからの問題になりますが、それを水洗化に対しての若干の補助なり助成なりをするということについては、これからの検討の余地はあるのではなかろうかというふうに思っておりますが、憲法89条が上に乗っておりますので、ただ、鎮守の森全部、全てにトイレをつくっていくということは、これは難しい。そこそこにおいてはそういった条件、宗教上じゃありませんと、これは公共のために逆に町がその土地を借りて、町民のために供するんだということになれば、それは方法としてはオッケーかなというふうに、具体的にいろいろと法に詳しい方に聞いてみなければなりません。私としては、そういったことであれば、可能であるのかなというふうに今、思っております。あるいは須恵のお宮前にバス停をつくるとかですね。

そういう、そのいろいろしながら、逆に町がその宝満宮の境内を貸してほしいということが見えると、いわゆる宗教上の問題じゃなくて、宗教法人は町民のために供してくれたということになりますので、その辺が若干難しい課題が残ってくるんじゃないかなというふうに思っておりますが、また言われたように、後のランニングコストと言いますか、管理だとか、トイレトペーパーの取り換えとか、そういったものもあるわけですが、そういったランニングコストも軽減していくと、氏子のほうでどうかしていくとか、そういうふうな話が出てくると、若干、御期待に添えるような方法に行くことができないかなというふうに思っております。

ようございましょうかね。以上です。

議長（三角 良人） 藤石議員。

議員（13番 藤石 豊） 今回は、書面では表に出ていませんけど、地域のことを中心に質問させていただいたわけなんですけど、どうしても地域のことは地域の者じゃないとわからないと

というのがありますので、地域を中心に話させていただきました。多分、ほかの議員さんから、よし、俺もしようと言われる方がいらっしゃったら困るんですけど、今の町長の答弁の中に、すごく意味深いものがあったように思いますし、その一部は宗教上、一般的な解釈ではできないが、「が」とは言わなかったけど「が」に聞こえました。何か、いろんなものを絡めながら、地域の人と町、あるいは神社庁も含めながら、これ話させていただき、ひとつのテーブルに乗せたいと思います。

今の答弁で前向きな話が少しあり、まだまだ解決しなければいけないこと、多分たくさんあると思います。ほんの少し扉が開いたような気がしております。

今回の質問を中心に、何かこういう、ただこの、今、私が質問したことだけじゃなくて、いろんな要素が絡んだ、いろんな地域で、いろんな人が集まる場所で、いろんなことができやしないかな、いや、地域で頑張ろうやっていう、そういうモデルの1つになればと思いながら、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（三角 良人） これにて、一般質問を終結します。

議長（三角 良人） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本会議終了後、全員協議会を開催しますので、議員の方は特別会議室に御集合願います。

次の本会議は、12月13日午前10時から行います。

本日はこれにて散会します。

午前10時31分散会

議事日程(第3号)

平成25年12月13日 午前10時00分開議

- 日程第 1 議案第57号 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正する条例
- 日程第 2 議案第58号 須恵町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第59号 須恵町公共下水道条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第60号 須恵町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第61号 須恵町上水道給水条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第62号 工事請負契約の変更について
- 日程第 7 議案第63号 平成25年度須恵町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第 8 議案第64号 平成25年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 9 議案第65号 平成25年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第10 議案第66号 平成25年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第11 議案第67号 平成25年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第12 議案第68号 平成25年度須恵町水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第13 請願書 「少人数学級推進」を国の関係機関に求める意見書提出に関する請願
- 日程第14 発議第 2号 道州制導入に反対する意見書の提出について
- 日程第15 委員会の閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第57号 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正する条例
- 日程第 2 議案第58号 須恵町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第59号 須恵町公共下水道条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第60号 須恵町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第61号 須恵町上水道給水条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第62号 工事請負契約の変更について
- 日程第 7 議案第63号 平成25年度須恵町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第 8 議案第64号 平成25年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 9 議案第65号 平成25年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

- 日程第10 議案第66号 平成25年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
 日程第11 議案第67号 平成25年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
 日程第12 議案第68号 平成25年度須恵町水道事業会計補正予算(第1号)
 日程第13 請願書 「少人数学級推進」を国の関係機関に求める意見書提出に関する請願
 日程第14 発議第2号 道州制導入に反対する意見書の提出について
 日程第15 委員会の閉会中の継続調査について

出席議員(14名)

1番 田ノ上 真	2番 百田 輝子
3番 松山 力弥	5番 田原 重美
6番 荒木 敏光	7番 吉本 實
8番 合屋 伸好	9番 今村 桂子
10番 三上 政義	11番 柴田 真人
12番 長澤 誠司	13番 藤石 豊
14番 原野 敏彦	15番 三角 良人

欠席議員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 合屋 栄一 係長 百田 儀幸

説明のため出席した者の職氏名

町長・・・・・・・・・・中嶋 裕史	副町長・・・・・・・・・・稲永 張美
教育長・・・・・・・・・・平松 秀一	理事(地域振興課)・・印藤 勝人
理事(図書館長)・・今泉 智明	理事(公民館長)・・安川 敏幸
総務課長・・・・・・・・今泉 俊裕	まちづくり課長・・・・吉松 良徳
住民課長・・・・・・・・合屋 勝秀	税務課長・・・・・・・・櫻木 幹夫
健康福祉課長・・・・畑江 達也	都市整備課長・・・・安河内 久人
上下水道課長・・・・石井 浩二	子ども教育課長・・・・稲永 修司
社会教育課長・・・・川津 政文	出納課長・・・・・・・・大塚 信夫
総務課参事・・・・満行 誠	監査委員・・・・・・・・百田 清二

午前10時00分開議

議長（三角 良人） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。一括議題についてお諮りします。議案第59号から議案第61号は、それぞれ関連議案でありますので、一括議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、一括議題とすることに決定しました。

日程第1．議案第57号

議長（三角 良人） 日程第1、議案第57号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。合屋委員長。

総務建設産業委員長（合屋 伸好） 本日はめっきり冷え込んでまいりましたので、風邪等が心配されるところでございます。

早速、議案第57号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、総務建設産業委員会の報告をいたします。議案書は2ページ、3ページとなっております。

平成18年度から21年度の4年間にわたる昇給の抑制を今回回復するというもので、40歳未満の職員を1号給、38歳未満を2号給引き上げるというものでございます。

当町での該当者は、1号給引き上げが13名、1人当たり1,700円、2号給引き上げが28名、1人当たり3,700円で、計41名が延べ65号給の引き上げとなります。結果、1月から3月分の計38万9,000円の増額を今回補正しております。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するというところでございます。委員会は全員賛成で可決でございます。

議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。 質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。 討論なしと認めます。

よって、議案第57号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって議案第57号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第57号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第2．議案第58号

議長（三角 良人） 日程第2、議案第58号須恵町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。合屋委員長。

総務建設産業委員長（合屋 伸好） 議案第58号須恵町税条例の一部を改正する条例について、総務建設産業委員会の報告でございます。議案書4ページからでございます。

地方税法の一部を改正する法律に伴うもので、6月定例会において提出されていたものを含み、今回整備されたものでございます。内容は、条項の繰り上げ、変更等が主となっております。

附則として、この条例は公布の日から施行しますが、一部先送りとなっております。委員会は全員賛成で可決でございます。

議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。 質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。 討論なしと認めます。

よって、議案第58号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって議案第58号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第58号須恵町税条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3．議案第59号

日程第4．議案第60号

日程第5．議案第61号

議長（三角 良人） 日程第3、議案第59号須恵町公共下水道条例の一部を改正する条例、
日程第4、議案第60号須恵町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、

日程第5、議案第61号須恵町上水道給水条例の一部を改正する条例、
以上3議案を一括議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。合屋委員長。

総務建設産業委員長（合屋 伸好） 総務建設産業委員会の報告でございますが、3議案は提案理由が同様であることから、一括して報告をいたします。議案第59号からまいります。

それでは、議案第59号須恵町公共下水道条例の一部を改正する条例について、議案書10ページからでございます。9項目の改正中7項目は字句、文言の変更となっております。

13ページ、新旧対照表の第19条中、「100分の105を乗じて得た額」を「消費税及び

地方消費税を加算した額」に改めるもので、再度の税率変更にも対応する表現となっております。

また14ページ、第28条2項の「須恵町行政財産使用料条例（昭和49年須恵町条例第20号）」を「須恵町道路占用料徴収条例（平成25年須恵町条例第1号）」の改正は、3月議会で都市整備課関連での改正に伴うものでございます。

11ページでございます。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行する。ただし、19条の改正規定は、平成26年4月1日から施行する。

なお、4月分においては、検針、請求等が月を超えることから、2カ月の経過措置が適用されるということでございます。ただし、新規加入に関しましては、その限りではないということになっております。

経過措置についての質疑がっております。委員会は全員賛成で可決をいたしました。以上です。

失礼しました。続きまして、議案第60号須恵町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。議案書は15ページからとなっております。10項目の改正中9項目は字句、文言の変更でございます。

18ページ、新旧対照表の第15条中、「100分の105を乗じて得た額」を「消費税及び地方消費税を加算した額」に改めるものでございます。59号と同様でございます。

また、附則においても、経過措置を含み、同様となっております。委員会全員賛成で可決でございます。

続きまして、議案第61号須恵町上水道給水条例の一部を改正する条例について、議案書は19ページからになってます。第5条から第50条までの間の、10の条文内が改正されております。内容は、消費税率改正に伴うもののほか、条項の削除、字句、文言の変更となっております。

23ページの第27条4項中では、前議案同様の「100分の105を乗じて得た額」を「消費税及び地方消費税を加算した額」に改めるものに加え、「10円未満を切り捨てた金額とする」を「10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる」となっております。

また、23、24ページの第34条においては、料金の表示を「内税方式」から「外税方式」として、そのまま再改正に対応できることになっております。

なお、附則においても、経過措置を含み、前議案同様となっております。委員会全員賛成で可決であります。

以上です。

議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより議案第59号から議案第61号について、質疑に入ります。質疑はありますか。 質疑なしと認めます。

よって、これより議案第59号について討論に入ります。討論はありますか。 討論なし

と認めます。

よって、議案第59号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって議案第59号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第59号須恵町公共下水道条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第60号について討論に入ります。討論はありませんか。 討論なしと認めます。

よって、議案第60号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって議案第60号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第60号須恵町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第61号について討論に入ります。討論はありませんか。 討論なしと認めます。

よって、議案第61号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって議案第61号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第61号須恵町上水道給水条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6 . 議案第62号

議長（三角 良人） 日程第6、議案第62号工事請負契約の変更についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。合屋委員長。

総務建設産業委員長（合屋 伸好） 議案第62号工事請負契約の変更についてでございます。

総務建設産業委員会の報告であります。議案書は26ページになっております。

工事名、第二小学校校舎増築工事。契約方法は変更ございません。請負金は、変更前8,557万5,000円が変更後8,694万4,200円で、136万9,200円の追加でございます。請負業者、契約保証の方法は変更なしで、工期においても、平成26年1月31日までと変更はなしでございます。

変更の内容といたしましては、12月9日の議員全員による視察で御承知のとおり、以下の7点になっております。雨水のための側溝をパイプに変更、これは減額の要因です。アルミ建具の変更が2件。天井点検口の追加、3カ所から10カ所。天つり型バーの補強、取り付け、並びに、消防署の指導による消火器及びボックスの追加が1器ずつ。自動火災報知機の増設が10カ所か

ら20カ所となっておりますが、これに関しましては、事前に図面上でわかっていることであることから、消防署に対しましては後日確認し、場合によっては、指摘ミスの注意をするということもあるとしています。なお、追加額に関しましては、予算の8,800万円の範囲内であるということでございます。

委員会全員賛成で可決です。

議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。 討論なしと認めます。

よって、議案第62号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって議案第62号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第62号工事請負契約の変更については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7・議案第63号

議長（三角 良人） 日程第7、議案第63号平成25年度須恵町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。合屋委員長。

予算審査特別委員長（合屋 伸好） 失礼をいたしました。かけ持ちなものでございますので。

議案第63号平成25年度須恵町一般会計補正予算（第5号）につきまして、予算審査特別委員会の報告でございます。議案書は27ページでございますが、別紙、補正予算書1ページをお願いします。

平成25年度須恵町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。第1条、予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,609万8,000円を追加し、予算の合計を歳入歳出それぞれ81億2,857万8,000円とする。2項、歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。第2条、地方債の変更は、第2表地方債補正による。第3条、債務負担行為の追加は、第3表債務負担行為補正による。

5ページでございます。地方債補正、変更です。起債の目的、道路改良事業債。変更前の限度額4,070万円を変更後は5,370万円に、1,300万円の増額補正で、基本額の追加内示によるものでございます。以下、変更はございません。

6ページに債務負担行為補正、追加です。事項、業務システム再構築事業、システム改修業務

委託、子ども・子育て支援新制度導入業務委託。期間、平成25年度から26年度まで。限度額、503万3,000円となっています。3町共有分で、平成26年実施ということでございます。100%が国庫補助ということですが、後日補正というふうになっております。しかし、契約を先に行うための起債ということで、今回上がったわけでございます。

事項明細の主なものを抜粋いたします。7ページです。

歳入。1款1項1目地方交付税の増額がでございます。なお、普通交付税においては、20億761万7,000円に確定しており、前年度比約1.2%の増加となっております。13款1項1目2節児童手当国庫負担金では、当初の対象者数3,230人が65人ふえて増額となっております。なお、14款の県支出金においても同様でございます。13款では、社会資本整備総合交付金が増額となっております。

11ページです。20款町債は、第2表地方債補正分となっております。

13ページ、歳出でございます。職員の人件費の調整が全般的にわたり行われております。

17ページをお願いします。3款1項1目28節では、国保の繰出金が9,000万円を超える増額となっております。

21ページ、3款2項2目20節では、歳入の児童手当が、ここで計上されております。同じく3目15節、かやの保育所の解体工事費は、現状渡しができたための減額となっております。6,000万円での売却で、14から15区画の宅地造成が予定されているということになっております。ちなみに、東幼稚園跡地は8,200万円ほどの売却で、16から17区画の宅地造成の予定ということでございます。

25ページをお願いします。6款1項2目28節では、実績及び確定による農集特会への繰り出しが減っております。

27ページ、次のページ、6款1項7目19節では、減反の補助が増額となっております。次の計画は、24日以降に決定するというところでございます。

29ページ、8款5項1目28節では、公共下水道特会への繰り出しが、国庫補助確定に伴い、大幅な減額となっております。

31ページ、9款1項3目11節では、県支出金を使い、佐谷自主防災組織に備品の対応をするということですが、今回限りとなるということでございます。10款小学校費では、生徒数増加が見込まれることから増額補正となっております。

質疑といたしましては、佐谷がモデルの地域防災計画の件、第一小校区の学童保育及びコミュニティ事務局移転の件、子ども手当の件、かやの保育所及び東幼稚園跡地の件、南幼稚園の工事の件等でございます。

委員会は全員賛成で可決でございます。

以上です。

議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。 質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。 討論なしと認めます。

よって、議案第63号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって議案第63号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第63号平成25年度須恵町一般会計補正予算（第5号）は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8 . 議案第64号

議長（三角 良人） 日程第8、議案第64号平成25年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。今村委員長。

文教厚生委員長（今村 桂子） 議案第64号平成25年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。別冊、補正予算書37ページをお願いします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ8,289万2,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ33億6,765万3,000円とするものです。

40ページ、歳入ですが、3款国庫支出金1項国庫負担金2項国庫補助金、及び6款県支出金2項県補助金の補正は、歳出の一般被保険者の療養給付費及び療養費と高額療養費が補正されており、その財源として各補助率で計上されており、4款療養給付費交付金の補正は、社会保険診療報酬支払基金からの通知によるものです。7款1項共同事業交付金の1目高額医療費共同事業交付金、次のページの2目保険財政共同安定化事業交付金の補正は、3月までの交付見込み額で補正されています。8款繰入金は、一般会計からの法定内繰入金として、1節2節の保険基盤安定繰入金の保険税軽減分と保険者支援分が確定していること、及び法定外繰入金の3節は、歳出9款諸支出金の前年度国庫支出金の返還金を含んだ財源不足が補正されています。10款の諸収入では、1項の一般被保険者延滞金、次のページの3項の一般被保険者返納金が11月までに納入された金額で補正されています。

46ページ、歳出ですが、2款1項1目一般被保険者療養給付費、2目退職被保険者等療養給付費、3目一般被保険者療養給付費、次のページの2項1目一般被保険者高額療養費、2目退職被保険者等高額療養費の補正は、3月までの医療費の支払い見込みによる増減の補正です。4項

1目の葬祭費についても、3月までの見込みにより補正されています。9款1項の前年度国庫支出金等払戻金は、24年度実績に基づく療養給付費負担金等の精算金が補正されております。

45ページ、返納金についての質疑があり、資格喪失後の受診などで国保から社会保険に移った後、すぐに届けず、四、五カ月後の届け出など国保で過誤調整ができないときなど、本人からの返金をされるとのことでした。

また、49ページ、葬祭費の見込み額についての質疑では、1件につき3万円で40名分の予算を上げていましたが、月平均4.5件の葬祭があり、平均件数で3月までを見込んだ額とのことでした。

文教厚生委員会、全員賛成で可決としております。

議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。 質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。 討論なしと認めます。

よって、議案第64号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって議案第64号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第64号平成25年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9 . 議案第65号

議長（三角 良人） 日程第9、議案第65号平成25年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。今村委員長。

文教厚生委員長（今村 桂子） 議案第65号平成25年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。別冊、補正予算書50ページをお願いします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ315万1,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,284万1,000円とするものです。

53ページ、歳入ですが、3款1項の事務費繰入金の補正は、歳出の一般管理費の給与費等人件費の減額と歳入の4款1項の前年度繰越金が確定しており、今回計上されていますので、一般会計からの事務費繰入金が減額されております。保険基盤安定繰入金は、保険料の軽減分が確定しておりますので補正されています。

55ページ、歳出ですが、1款1項の一般管理費の補正は、4月の人事異動による給与費、給

与等人件費の減額補正です。2款1項の後期高齢者医療広域連合給付金、19節の保険料等負担金の補正は、出納整理期間中の25年の4月及び5月に納入された保険料を25年度に納付するため、補正されています。

56ページの人件費についての質疑があり、2名分の予算で組んでいたのが、1名分となったための減額とのことでした。

文教厚生委員会、全員賛成で可決としております。

議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。 質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。 討論なしと認めます。

よって、議案第65号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって議案第65号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第65号平成25年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第10．議案第66号

議長（三角 良人） 日程第10、議案第66号平成25年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。合屋委員長。

総務建設産業委員長（合屋 伸好） 議案第66号平成25年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、総務建設産業委員会の報告でございます。別紙、補正予算書の57ページになっています。

平成25年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ8,946万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億9,644万7,000円とする。第2条、地方債の変更は、第2表地方債補正による。

60ページ、第2表でございます。地方債補正の変更です。下水道事業債、多々良川流域関連公共下水道分、変更前限度額が3億3,240万円を変更後限度額2億8,570万円に、4,670万円の減額で国庫補助の確定によるものでございます。特別措置分変更前限度額4,800万円を変更後限度額4,760万円に、40万円の減額で、以下、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

61ページをお願いします。事項別明細の歳入でございます。3款は、国庫補助金の確定によ

る減でございます。災害復旧や社会保障等による交付金の削減で、次年度も同様の可能性が高いということでございます。5款は、これに伴う一般会計繰り出しの減額になっています。以下は、確定による補正でございます。

63ページです。8款は、第2表地方債補正に相当する減額補正でございます。

それでは、歳出でございます。65ページ。1款1項1目8節では、旅石、赤坂地区の前納者が多かったための報奨金増でございます。2款1項1目15節工事費8,500万円の減額が、今回の主たるものとなっております。

質疑も出ましたが、要望の約75%の補助率であったため、管渠築造工事、大島原地区の379.2メートルと乙植木地区の419.1メートルが先送りとなります。優先順位の低い順になっているということでございます。この2地区におきましては、当然、次年度に優先して行うこととなります。

2目13節委託料は、見込みの停電がなかったための執行残となっております。

67ページ、3款は、借入れ額の確定によるものでございます。

委員会全員賛成で可決です。

以上です。

議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。 質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。 討論なしと認めます。

よって、議案第66号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって議案第66号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第66号平成25年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第11．議案第67号

議長（三角 良人） 日程第11、議案第67号平成25年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。合屋委員長。

総務建設産業委員長（合屋 伸好） 議案第67号平成25年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、総務建設産業委員会の報告でございます。別紙、補正予算書69ページでございます。

平成25年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによ

る。歳入のみの補正でございまして、総額にも変更はございません。

71ページをお願いいたします。事項別明細の歳入でございますが、1款の受益者負担金10月末実績、宝満堂さん分の増額でございますが、それと4款、確定による前年度繰越金の増額を3款の真ん中、3款の一般会計繰入金を減じて調整しているというものでございます。

委員会全員賛成で可決です。

議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。 質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。 討論なしと認めます。

よって、議案第67号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって議案第67号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。

よって、議案第67号平成25年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第12、議案第68号

議長（三角 良人） 日程第12、議案第68号平成25年度須恵町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。合屋委員長。

総務建設産業委員長（合屋 伸好） 議案第68号平成25年度須恵町水道事業会計補正予算（第1号）について、総務建設産業委員会の報告です。別紙、補正予算書73ページでございます。

第1条、平成25年度須恵町水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。
第2条、予算第3条に定めた収益的支出の予算額を次のとおり補正、予定額ですね、収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

74ページでございます。1款1項1目は、労務費単価の改定によります。2目は人件費及び電気料金の改定によります。電気料金におきましては、約12%のアップになっているということでございますが、現在、企業団からの受水も含め、配水量が足りているということから、井戸のポンプを休止しているため、差額の金額となっております。4目は人件費でございます。

委員会全員賛成で可決です。

議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。 質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。 討論なしと認めます。

よって、議案第68号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって議案第68号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。

よって、議案第68号平成25年度須恵町水道事業会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第13．請願書

議長（三角 良人） 日程第13、「少人数学級推進」を国の関係機関に求める意見書提出に関する請願を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。今村委員長。

文教厚生委員長（今村 桂子） 「少人数学級推進」を国の関係機関に求める意見書提出に関する請願について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

この請願趣旨は、少人数学級の推進で、平成26年度の政府予算編成において、小学生3年生以上の35人以下学級化の実現に向けて、国の関係機関への意見書提出を要請するものです。

須恵町では、小学2年生までは実現されています。3年生以上については、38人以上のところには町費で1人補助をつけているのが現状で、国の予算における実現を求めるべき等の理由により、文教厚生委員会、全員賛成で可決としております。

議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。藤石議員。

議員（13番 藤石 豊） 委員会で審議されたと思いますが、須恵町に例えるならば、現在、総35人学級にされた場合、どのような学級編制になるのか、御審議されてたら聞かせていただきたいと思います。

議長（三角 良人） 今村委員長。

文教厚生委員長（今村 桂子） その件についての審議は行われておりませんが、現在は、3年生が、第二小学校の3年生のみが1人補助で入られて、一応、35人学級は実現をしている状況でございます。

議長（三角 良人） ほかに。 これにて質疑を終結します。

よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。松山議員。

議員（3番 松山 力弥） 私は、この件につきましては、継続したらどうかと思います。我が町におきましては、ほとんどが30人くらいの、第一、第二、第三、第三につきましては二十何

名というクラスがありますけども、学力の向上は少ないと認められますけども、学級は数が減ると、競争心とか人間力を鍛えるのが劣るんじゃないかと思います。

また、人口増加もありますけども、予算的にも学校の教室が、また足りなくなっている。このところから、そして、また、少子化が、今、少子化、少子化言われますので、先々はまたクラスが余るんじゃないかと思ってますんで、3カ月間、3月の議会まで、私は継続。

議長（三角 良人） 討論は反対。

議員（3番 松山 力弥） 反対です。

議長（三角 良人） じゃけえ、継続じゃいかん。反対ならいい。反対で。

議員（3番 松山 力弥） 私は、その点で一応反対します。

以上です。

議長（三角 良人） 賛成討論。 賛成討論。 賛成討論ありません。今村委員長。

文教厚生委員長（今村 桂子） 一応、今言われた御意見もあると思いますが、現在は、35人は実現されております。

しかし、先ほど申しましたように、第二小学校の3年生では、1人町費として雇われた方が入られております。これを国の予算なり県の予算で、できればそういう町の予算を使わないところで実現をしていただきたいという観点から、私たちは、この意見に賛成ということで可決をいたしております。

議長（三角 良人） ほかに。 これにて討論を終結します。

よって、本請願について採決に入ります。本意見書に対する委員長の報告は採択です。よって、本請願を採択することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。

よって、「少人数学級推進」を国の関係機関に求める意見書提出に関する請願は、採択することに決定しました。

日程第14・発議第2号

議長（三角 良人） 日程第14、発議第2号道州制導入に反対する意見書の提出についてを議題とします。

まず、総務建設産業委員長の報告を求めます。合屋委員長。

総務建設産業委員長（合屋 伸好） 発議第2号道州制導入に反対する意見書の提出について、総務建設産業委員会の報告でございます。別紙、意見書案となっております。

導入後の具体的な国の形が示されないまま、期限を区切った導入ありきの内容となっているこ

と。また、事務権限の受け皿という名目のもと、ほとんどの町村において、強制的な合併を余儀なくされる可能性が高いこと。さらには、住民と行政の距離が遠くなり、郷土意識が無視され、効率優先になる傾向が懸念されることなどの弊害が予測されることから、内容が不明確である以上、現時点での法案には賛成できないとして、当委員会は道州制導入に反対するという意見書に賛成多数で本事件は採択としております。

以上です。あ、賛成多数ですね、賛成多数でございます。

以上です。

議長（三角 良人） 次に、文教厚生委員長の報告を求めます。今村委員長。

文教厚生委員長（今村 桂子） 文教厚生委員会の審査の結果を報告いたします。

九州各県の県議会議員開催の「九州の自立をする会」など、道州制に関する勉強会や、他の道州制に関する研修会などへの参加や勉強会を開くなど、まだまだ内容検討や議論が必要とのことで、文教厚生委員会は審査の結果、継続審査と決定いたしました。

議長（三角 良人） 各委員長の報告が終わりました。

本件につきましては、ただいまの委員長報告並びに会議規則第70条の規定により、閉会中の継続審査の申し出がっております。

お諮りします。文教厚生委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。

よって、道州制導入に反対する意見書の提出については、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第15．委員会の閉会中の継続調査について

議長（三角 良人） 日程第15、委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

各委員長より、会議規則第70条の規定により、次のとおり閉会中の継続調査の申し出がっております。議会運営委員会より議会運営について、広報特別委員会より議会広報の編集について、文教厚生委員会より学童保育所現状調査について、各委員長申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。

よって、それぞれの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定しました。

議長（三角 良人） 以上で、12月議会の全日程を終了しました。

本会議終了後、広報特別委員会を開催しますので、委員の方は第3委員会室に御集合願います。
会議を閉じます。平成25年第4回定例会を閉会します。

午前10時58分閉会

会議録署名

事務局長をして会議の経過を記載せしめ、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 三角 良人

署名議員 11 番 柴田 真人

署名議員 12 番 長澤 誠司